

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進											
(1) 市民理解と相互交流の促進											
① 市民理解の促進					誤解や偏見、差別をなくすため、多様な媒体や機会等を活用して、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進める。						
1	障害企画課				広報・啓発活動の推進	市政だよりなどの広報、報道機関への積極的な情報提供、福祉まつりなどのイベント等、多様な媒体・機会を活用し、障害のある方の市民理解の促進等を図る。	・市政だよりなどの情報発信機会を活用し、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」などの広報を行った。 ・福祉まつりウエルフェアなど、障害のある方と健常者がともに作りあげるイベントの実施により相互交流機会を創出した。	○市政だよりなどの情報発信機会を活用し、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」などの広報を行った。 ○福祉まつりウエルフェアなど、障害のある方と健常者がともに作りあげるイベントの実施により相互交流機会を創出した。 ○12月の福祉まつりウエルフェアにおいて、有識者による「障害者差別解消法に向けて」の講演を行い、市民への障害理解促進を図った。 ・会場：福祉プラザ ふれあいホール ・講演来場者：210人	○市政だよりなどの情報発信機会を活用し、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」などの広報を行った。 ○ウエルフェアなど障害のある方と健常者がともに作りあげるイベントの実施により相互交流機会を創出した。 ○12月の福祉まつりウエルフェアにおいて、有識者による「障害を理由とする差別の解消について考える」のシンポジウムを行い、市民への障害理解促進を図った。 ・会場：福祉プラザ ふれあいホール ・講演来場者：200人	障害者差別解消法の啓発活動も含めたイベントの実施により、障害者の就労している企業の方や地域生活を支援している専門の方にも多く参加いただくことができた。しかしながら、広報に関しては、相対的に、障害者向けの情報が多く、市民理解啓発に関するものは活発ではなかった。	様々な情報提供の機会を通じて、障害に関する正しい理解を深めるための広報をより積極的に進め、市民理解の促進に努める。
2	教育局生涯学習支援センター				市民センターにおける各種事業	市民センターにおいて、市民が障害に関する理解を深めたり、障害のある人も学習や社会参加・交流の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施する。	・障害への理解を深める講座を3館で4事業行った。 ・障害のある人も参加できるよう、要約筆記付講座を9館で11事業、手話通訳付講座を11館で15事業行った。	・障害への理解を深める講座を6館で8事業行った。 ・障害のある人も参加できるよう、要約筆記付講座を11館で13事業、手話通訳付講座を13館で16事業行った。	・障害への理解を深める講座を4館で4事業行った。 ・障害のある人も参加できるよう、要約筆記付講座を5館で5事業、手話通訳付講座を7館で21事業を行った。	予定通り実施でき、参加者にとって障害への理解が深まった。また、要約筆記・手話通訳付き講座を実施することで、障害のある人へも学習の機会を提供することができた。	今後も利用者や地域住民等のニーズを鑑みながら、事業を企画・実施していく。
3	障害企画課				市政出前講座の活用等による各種研修の実施	障害者保健福祉計画、障害のある方の福祉サービスなどについて市政出前講座の項目に入れるとともに、市民からの要請に応じ、さまざまなテーマにて講座を実施する。	テーマ「障害者の保健福祉サービス」全体で8件 ・障害者保健福祉計画：1件 ・障害者の福祉サービス：4件 ・わかりやすい精神障害：1件 ・障害者総合支援法：1件 ・障害者施策の変遷：1件	テーマ「障害者の保健福祉サービス」全体で3件 ・障害者の福祉サービス：2件 ・わかりやすい精神障害：1件	○テーマ「障害者の保健福祉サービス」全体で3件 ・計画相談支援について：2件 ・高齢者・障害者の保険福祉サービス：1件 ○テーマ「障害者理解の促進」全体で2件 ・障害者ってどんな人：1件 ・障害者について理解する/わかりやすい精神障害の話：1件	市民からの要請に応じ、障害者総合支援法の概要やサービス、各種障害の特徴などについて説明したことで、障害に関する知識の普及啓発と、市民理解の促進につなげることができた。	今後も引き続き、市民からの要望に応じ、様々な出前講座を行なうことにより、一層の市民理解の促進を図る。
4	障害者支援課	◎			精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発(再掲：整理番号84)	・精神保健福祉対策(普及・啓発)として、精神保健ハンドブックの作成等を行う。 ・精神疾患・精神障害の正しい知識の普及と適正な態度の醸成を目的とした「メンタルヘルスプロモーション」を推進する。具体的には、精神障害者自身が、自らの疾病体験を語るという方法(スピーカーズ・ビューロー)により、一般市民等への偏見の除去に取り組む。	○精神保健福祉ハンドブックを作成・配布した。 ・8,500部作成(医療機関、事業所等に配布) ○精神障害当事者による講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演実施回数：22回 ・延べ聴講者数：1,313人 ○これまでの活動実績を元に、同様の普及啓発活動を各所で展開できるよう、普及啓発プログラムを作成した。	○精神保健福祉ハンドブックを作成・配布した。 ・9,000部作成(医療機関、事業所等に配布) ○精神障害当事者による講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演回数：32回(講演者数65人) ・聴講者数：1,425人(一般市民、学生、障害当事者の家族、司法書士、民生委員など) ・学会「心理教育・家族ネットワーク」にて活動報告	○精神保健福祉ハンドブックの作成・配布 ・9,000部作成(各医療機関及び事業所に配布) ○精神障害当事者により講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演回数：25回 ・聴講者数：860人	・ハンドブックは精神疾患を有する市民が利用できるサービス等をまとめており、より広く制度やサービスを周知することができた。 ・スピーカーズ・ビューローは偏見除去の効果が高かったことが知られているが、国内でも先進的な取組みであり、普及啓発手法としての一般化のためには更なる知見の蓄積が必要である。特に、疾病体験を聴衆に語る技能・技術を習得した精神障害者の育成が重要である。	・今後も引き続き、精神保健福祉ハンドブック等による普及啓発に取り組む。 ・スピーカーズ・ビューローの手法を一般化させるために、マニュアルや手引書などの作成を検討する必要がある。あわせて、語り手となり得る人材の育成についてのプログラム構築を検討する。
5	障害者総合支援センター	◎			難病等普及啓発	難病患者等に対する相談支援体制を強化するため、相談に携わる人材の育成を行うとともに、市民に対する啓発活動を行う。			○難病患者等の相談支援に従事する職員研修 ・災害時の在宅人工呼吸器と吸引器に関する研修(1回) 対象：障害高齢課職員、嘱託保健師・看護師 参加者：10人 ・当事者の講話(1回) 対象：障害高齢課職員、嘱託保健師・看護師 参加者：8人 ・ALSの地域生活支援(1回) 対象：障害高齢課職員、嘱託保健師・看護師、障害者相談支援事業所職員、居宅介護支援事業所等職員 参加者：23人 ○市民講演会 ・テーマ「ある日突然難病になった私が考えたこと」 講師：大野更紗氏及び在仙の当事者3人 参加者：72人	・障害高齢課職員等を対象とした研修では、災害対応ハンドブックを活用したALS等の在宅人工呼吸器利用者への訪問を行うに当たっての、基盤となる知識の習得を図ることが出来た。 ・難病法が施行され医療費助成や福祉サービスの対象疾患が拡大される中で、改めて当事者の声を聞くことで、疾患の日常生活への影響や体調管理の方法、患者同士の支えの重要性等について理解を深めることが出来た。 ・人材育成において、従来より対象を拡大し、地域の相談機関の支援力向上に着手することが出来た。 ・普及啓発については、難病当事者でもある著名な講師を招くことが出来たことで、多くの方にご来場いただき、難病の理解促進を図ることが出来た。	・地域の相談機関における難病支援の現状が明らかになっていないため、支援の実態を調査することにより、相談機関が抱える難病患者支援の課題を把握する。 ・難病はその希少性と多様性から、一機関だけで支援ノウハウを積み上げていくことが難しいため、地域の相談機関の実務者と有識者を交えて事例検討を行うことにより、支援ノウハウを積み重ね、支援力の向上を図っていく。 ・難病についての市民理解がまだまだ進んでいないため、市民講演会開催等を行い、引き続き難病の理解促進を図っていく。

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	6	障害企画課			点字・声の広報発行	視覚障害のある方を対象に生活情報を点字・音声版で毎月発行する他、希望に応じた必要な文書を音・点字訳して提供する。また、「せんだいふれあいガイド」の冊子から視覚障害のある方が必要な情報を抜粋し、点字・音声版を作成する。	視覚障害のある方を対象に点字・音声版により必要な情報提供等を行なった。 ○生活情報の点字・音声版提供者数 ・点字版:2,063人 ・音声版:2,525人 ○ふれあいガイド点字・音訳版作成部数 ・点字版:25部 ・音声版:112部 ○点字、音訳サービス利用件数 ・点訳サービス:46件 ・朗読サービス:2件	視覚障害のある方を対象に点字・音声版により必要な情報提供等を行なった。 ○生活情報の点字・音声版提供者数 ・点字版:2,032人 ・音声版:2,992人 ○ふれあいガイド点字・音訳版作成部数 ・点字版:30部 ・音声版:85部 ○点字、音訳サービス利用件数 ・点訳サービス:28件 ・朗読サービス:1件	視覚障害のある方を対象に点字・音声版により必要な情報提供等を行なった。 ○生活情報の点字・音声版提供者数 ・点字版:2,362人 ・音声版:2,013人 ○ふれあいガイド点字・音訳版作成部数 ・テープ版:抜粋版25組、完全収録版5組 ・音声版:抜粋版25枚、完全収録版40枚 ○点字、音訳サービス利用件数 ・点訳サービス:30件 ・朗読サービス:1件	視覚障害のある方への生活情報の提供を行うことができた。	・今後も視覚障害のある方へ点字・音声版による情報提供や、点字・音訳サービスの利用についての周知を継続して行っていく。 ・様々な機会を捉え、市民に対して点字・音訳等に係る理解促進を図っていく。
② 相互理解と交流の促進											
	7	障害企画課			障害のある方との交流を深める各種イベント開催	障害のある方の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発のため、福祉まつりウエルフェア等のイベントを開催する。	福祉まつり「ウエルフェア2012」を開催した。 ○屋外 ・開催日:平成24年9月30日(日) ・会場:勾当台公園市民広場等 ・来場者:約11,000人 ○屋内(障害者週間記念式典等) ・開催日:平成24年12月9日(日) ・会場:仙台市福祉プラザ ふれあいホール ・来場者:180人	福祉まつり「ウエルフェア2013」を開催した。 ○屋外 ・開催日:平成25年10月6日(日) ・会場:勾当台公園市民広場等 ・来場者:約7,000人 ○屋内(障害者週間記念式典、障害理解促進講演等) ・開催日:平成25年12月8日(日) ・会場:仙台市福祉プラザ ふれあいホール ・来場者:210人	福祉まつり「ウエルフェア2014」を開催した。 ○屋外 ・開催日:平成26年10月5日(日) ・会場:勾当台公園市民広場等 ・来場者:約11,000人 ○屋内(障害者週間記念式典、障害理解促進講演等) ・開催日:平成26年12月7日(日) ・会場:仙台市福祉プラザ ふれあいホール ・来場者:200人	障害のある方によるステージや屋外イベントにはたくさんの市民が来場し、障害のある方とふれあうきっかけを作ることができた。	福祉まつりウエルフェアに障害者差別解消や権利擁護などの事業を効果的に組み合わせるなどし、さらなる来場者の増加に向けた方策を検討していくことで、障害理解の促進を図る。
	8	障害企画課			障害理解を促進するための事業の推進	障害のある方とない方の相互理解促進のため、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの募集・審査・表彰等を実施する。	心の輪を広げる体験作文コンクール・障害者週間のポスターコンクールを実施し、入選作品は障害者週間記念式典で表彰した。また、各部門の最優秀賞は全国コンテストへ推薦した。 ○心の輪を広げる体験作文コンクール ・応募作品:149点 (小学生101点,中学生27点,高校生・一般21点) ○障害者週間のポスター ・応募作品:33点 (小学生24点,中学生9点)	心の輪を広げる体験作文コンクール・障害者週間のポスターコンクールを実施し、入選作品を障害者週間記念式典で表彰した。また、各部門の最優秀賞は全国コンテストへ推薦した。 ○心の輪を広げる体験作文コンクール ・応募作品:147点 (小学生98点,中学生39点,高校生・一般10点) ○障害者週間のポスター ・応募作品:11点 (小学生4点,中学生7点)	心の輪を広げる体験作文コンクール・障害者週間のポスターコンクールを実施し、入選作品を障害者週間記念式典で表彰した。また、各部門の最優秀賞は全国コンテストへ推薦した。 ○心の輪を広げる体験作文コンクール ・応募作品:82点 (小学生52点,中学生29点,高校生・一般1点) ○障害者週間のポスター ・応募作品:95点 (小学生88点,中学生7点)	障害のない方にも、作品の製作を通じ、障害理解促進のきっかけを作ることができた。	今後は、より多くの応募がなされるよう周知の方策を検討し、市民の障害理解の促進を図っていく。
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進											
① 権利擁護の推進											
生活設計や金銭管理を行うことが困難な障害のある方に対して、本人の意思を尊重しながら、相談、福祉サービスの契約や財産を保護する制度の利用を支援し、権利の擁護を図る。											
	9	障害企画課			成年後見制度の利用支援	判断能力が不十分な知的・精神障害のある方について、配偶者及び2親等内の親族がいない場合、親族による申し立てが期待できないとき、市が成年後見制度の申立を行う。また、市が申し立てた者のうち、鑑定料や後見報酬の支払能力がない者については後見報酬などを助成する。	・市長申立件数:2件 ・後見報酬支払い件数:2件	○成年後見使用支援事業 ・市長申立件数:8件 ・後見報酬支払い件数:1件 ○市長申立親族調査委託 ・戸籍調査実施:3件	・市長申立件数:11件 ・後見報酬支払い件数:5件	申立費用・報酬等の助成や親族関係の複雑な事案の戸籍調査の委託などにより、障害者の権利擁護推進に寄与した。	引き続き、申立費用等の助成を行い、必要な方が成年後見制度を利用できるようにする。
	10	社会課			日常生活自立支援(市区権利擁護センター)	仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)や各区の権利擁護センターにおいて、障害などにより、判断能力が十分でない方が、地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう支援を行う。	・新規利用契約件数:34件 (知的障害17件,精神障害17件) ・実利用件数:190件 (知的障害86件,精神障害104件)	・新規利用契約件数:31件 (知的障害12件,精神障害19件) ・実利用件数:206件 (知的障害93件,精神障害113件)	・新規利用契約件数:44件 (知的障害21件,精神障害23件) ・実利用件数:236件 (知的障害105件,精神障害131件)	新規利用契約件数は前年並み、実利用件数は前年度より増加しており、障害者の自立した生活に寄与した。	引き続き制度の周知を図り、制度の適切な利用を図れるよう支援を行っていく。
	11	障害企画課	◎		障害者差別解消	共生社会の実現のため、平成28年4月1日の施行を目指し、障害者差別の解消に係る独自条例の制定に向けた検討を行うとともに、啓発事業を実施する。			・事例等の募集:722事例 ・ワークショップ開催:4回、232人参加 ・シンポジウム開催:1回、102名参加 ・意見交換会開催:12団体、130人参加 ・事業者等への意見聴取:3回、13団体	・条例制定に向けて、本市の現状等を把握することができた。 ・ワークショップ等の開催により、条例制定の過程に広く市民が参加できた。	・引き続き、市民に関心を持っていただけるよう広報を行っていくとともに、事例集の作成やワークショップ等の開催などにより周知に努める。 ・条例制定後の体制整備等の検討を行い、障害者差別解消の取り組みを進めていく。

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	②	虐待防止対策の推進										
		「障害者虐待防止法」をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援などを行う体制の整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進める。										
	12	障害企画課			虐待防止体制の整備	「障害者虐待防止法」をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援などを行う体制の整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 相談・通報件数:22件 障害者虐待と判断した件数:3件(対象期間 H24.10.1~H25.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> 相談ダイヤルによる通報・届出の受理:53件 障害者虐待と判断した件数:6件 相談ダイヤルの開設時間の延長(H26.2.1~、24時間体制) 緊急対応用居室確保 相談機能体制強化の委託 虐待防止啓発リーフレットの作成:26000部 	<p>障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や自立のための支援、または、養護者の負担軽減を図るための支援を提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談受理件数:62件 虐待と判断した件数:8件 	<ul style="list-style-type: none"> 相談ダイヤルの夜間・休日対応のため、障害者の権利擁護の推進に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等に対し、様々な機会を捉え、障害者虐待防止法の周知、権利擁護の啓発、正しい理解の普及に取組む。 障害者虐待防止のための関係機関のネットワークづくりを進める。 研修などにより施設等における虐待防止のための取り組みを促進していく。 	

2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

(1) 相談支援体制の強化

① 相談支援体制の整備											
区役所と障害者相談支援事業所のコーディネート機能を強化し、地域の事業者・支援者との連携を推進するとともに、どこで相談を受けても必要な支援が提供できる体制づくりを進める。											
13	障害者支援課			相談支援事業の実施	障害のある方の自立と社会参加を促進するため、地域で生活している障害のある方やその家族等の相談に応じ、総合的な支援を実施する。	社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の事業所で実施している。 ・訪問:5,278件 ・来所:5,316件 ・電話:32,164件 合計:42,758件	社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の事業所で実施している。 ・訪問:4,888件 ・来所:5,104件 ・電話:31,445件 合計:41,437件	社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の事業所で実施している。 ・訪問:3,858件 ・来所:3,467件 ・電話:25,089件 合計:32,414件	<ul style="list-style-type: none"> 16ヶ所の事業所で、共通の考えのもと相談支援を提供できるよう、業務平準化のため、実務ガイドラインを作成した。 障害者自立支援協議会にて、事業所運営の自己評価を行い、そのプロセスを通して底上げをしていく動機の共有ができた。 	相談支援事業では障害や年齢を問わず幅広い相談内容に対応することが求められており、個別給付化された計画相談支援との整理を行い、業務内容の明確化、実施体制の見直しを行う。	
14	障害者支援課			相談支援事業の再編強化や区役所総合相談等(総合相談)	障害などにより「自ら支援を求めることが難しい」方へも、必要なときに必要な支援が届けられるよう、区役所と相談支援事業所のコーディネート機能の強化や地域の事業者・支援者との連携体制づくりを進める。	区役所・総合支所において、障害の内容や種類・年齢層を問わず、生活全般にわたる相談に対し、総合的視点に立った相談を行った。また、相談支援事業所との協働による事例検討やケースレビュー等を区ごとに月1回程度行った。 ○障害者総合相談延件数(区役所実施分) ・訪問:3,856件 ・来所:3,634件 ・電話:3,160件 合計:10,650件 ○協働による事例検討 ・開催回数:59回 ・延参加者数:564人 ・検討した事例の延件数:221件	区役所・総合支所において、障害の内容や種類・年齢層を問わず、生活全般にわたる相談に対し、総合的視点に立った相談を行った。また、相談支援事業所との協働による事例検討やケースレビュー等を区ごとに月1回程度行った。 ○障害者総合相談延件数(区役所実施分) ・訪問:4,067件 ・来所:3,336件 ・電話:3,518件 合計:10,921件 ○協働による事例検討 ・開催回数:58回 ・延参加者数:686人 ・検討した事例の延件数:221件	区役所・総合支所において、障害の内容や種類・年齢層を問わず、生活全般にわたる相談に対し、総合的視点に立った相談を行った。また、相談支援事業所との協働による事例検討やケースレビュー等を区ごとに月1回程度行った。 ○障害者総合相談延件数(区役所実施分) ・訪問:4,220件 ・来所:3,664件 ・電話:4,250件 合計:12,134件 ○協働による事例検討 ・開催回数:58回 ・延参加者数:860人 ・検討した事例の延件数:100件	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合相談の延件数は前年度と大きな変化はなく、限られた人員体制の中で総合的視点に立った相談が行われた。 各相談支援事業所が相談支援の困難を抱えている事例について、他の事業所や関係機関と事例検討を行うことにより、相互に学び合い、支援の質を向上することにつながっている。また、新たに相談支援を行う事業所等にも参加を呼びかけ、より多くの機関の支援者の参加を得ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から設置する区自立支援協議会のなかで、新たに相談支援を行う事業者を含めた意見交換や事例検討等の取り組みを継続的に実施していく。 自立支援協議会等の関連する事業との調整を図りながら、地域の相談ニーズに的確に対応していくための活動を推進する。 	
15	障害者支援課			精神保健福祉対策(医師等による区・総合支所での相談等)	心の健康に関することや精神障害のある方の日常生活・社会参加などについて、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが相談を行う。また、回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象に、小グループでレクリエーション活動などを行い、社会復帰の支援を行う。	○精神保健福祉相談事業 ・相談人数:1,351人 ・相談延回数:2,532回 ・訪問人数:1,485人 ・訪問延回数:3,305回 ○社会復帰のための小集団活動 ・60回開催 ・326人参加	○精神保健福祉相談事業 ・相談人数:1,149人 ・相談延回数:2,128回 ・訪問人数:1,077人 ・訪問延回数:2,843回 ○社会復帰のための小集団活動 ・59回開催 ・334人参加	○精神保健福祉相談事業 ・相談人数:1,305人 ・相談延回数:3,810回 ・訪問人数:1,077人 ・訪問延回数:3,959回 ○社会復帰のための小集団活動 ・70回開催 ・322人参加	相談人数及び訪問人数は昨年度と同程度である一方で、相談回数及び訪問回数は伸びており、一人あたりの支援回数が増えている。個々の関わりが必要な困難ケースが増加していることが考えられ、各区の指導医による相談を活用し、支援を行っている。	ケースが増加する中では、ケースが支援からこぼれ落ちることのないよう、他機関との関係構築及び連携関係の強化を図っていく。	
16	障害者総合支援センター			★ 障害者相談員による支援	障害者福祉に造詣の深い民間の方々を障害者相談員として委嘱し(任期2年)、地域で暮らす障害のある方が身近なところで相談支援を受けられる環境を整える。	・障害者相談員:37人(身体22人、知的12人、精神3人) ・相談件数:855件	・障害者相談員:31人(身体19人、知的6人、精神3人、高次脳2人、難病1人) ・相談件数:880件	・障害者相談員:31人(身体19人、知的6人、精神3人、高次脳2人、難病1人) ・相談件数:307件 ・活動件数:679件	<ul style="list-style-type: none"> 地域において様々な相談支援事業が展開される中で、本市の相談支援体制のあり方を整理し、障害者相談員の役割についても見直ししていく必要がある。 相談しやすい環境づくりに向け、相談員の活動状況をホームページにて紹介するほか、リーフレットを作成するなど、相談員事業の周知・広報を行う。 相談員に対する研修のあり方等について検討するため、相談員活動の実態について調査、分析を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援活動のほか、市内公共機関等のバリアフリー調査や市内小・中学校、市民センター等での福祉学習等を行うなど、活動の場を広げることができた。 	

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	17	障害者支援課			精神保健福祉審議会	精神保健福祉審議会を設置し、精神保健及び精神障害のある方の福祉に関する事項の調査審議により、精神保健及び精神障害者福祉の向上を図る。	平成21年度の審議事項「精神疾患にかかる早期支援のあり方」について報告。新たな審議事項として「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方について」事務局より提案し承認。作業部会を設置し検討することとなった。 ○審議会本会 ・開催回数:1回 ○審議会作業部会 ・開催回数:1回	審議事項である「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方」について、作業部会を通じてアンケート調査や聴き取り調査を行い、課題を整理した。審議会本会にて、作業部会の中間報告を行った。 ○審議会本会 ・開催回数:1回 ○審議会作業部会 ・開催回数:1回	審議事項(平成24年度から継続) 「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方」 ○審議会本会 ・開催回数:1回 ○審議会作業部会 ・開催回数:3回	作業部会において、審議内容の検討を行い、災害対応のあり方を6項目に整理した。これらの検討結果を、「中間報告書」として取りまとめ、審議会本会に報告した。審議予定は当初から平成27年度までとされており、ほぼ予定通りの進捗となった。	平成27年度中に、審議会から市長に対する提言という形で報告される予定。対応可能なものから順次、事業化を図っていく。	
② 障害の多様化に応じた相談支援の充実							本市の相談機関(障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、及び北部・南部発達相談支援センター)がその機能を最大限発揮しながら、より身近な相談機関(自閉症児者相談支援センター、中途視覚障害者支援センター等)の充実を図り、障害の多様化に応じた相談支援を行う。					
	18	障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部・南部発達相談支援センター			専門的な相談機関における相談等	各専門相談機関(障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)、精神保健福祉総合センター(はあとぼーと)、北部・南部発達相談支援センター(北部・南部アーテル)において、障害のある方の様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行う。	○ウェルポート 相談件数 ・訪問:1,051件 ・来所:904件 ・文書:808件 計:2,763件 ○はあとぼーと 相談件数等 ・来所相談:(実数)276件 (延べ数)1362件 ・電話相談:(延べ数)12,777件 ・訪問指導:(実数)28件 (延べ数)380件 ○北部・南部アーテル 相談件数(南北合計) ・新規:1,319件 ・継続:8,321件 計:9,640件	○ウェルポート 相談件数 ・訪問:987件 ・来所:945件 ・文書:806件 計:2,738件(実数) (内訳 補装具:1,738件 更生医療:762件 その他:238件) ○はあとぼーと 相談件数等 ・来所相談:(実数)177件 (延べ数)1987件 ・はあとライン(平日日中):2,517件 ・ナイトライン(夜間年中):9,633件 ・自殺予防情報センター:311件 ・所内電話相談:674件 ○北部・南部アーテル 相談件数(南北合計) ・新規:1,477件 ・継続:8,413件 計:9,890件	○ウェルポート 相談件数 ・訪問:190件 ・来所:88件 ・電話・メール:931件 ・その他:91件 計:1,300件 ○はあとぼーと 相談件数 ・来所相談:(実数)200件 (延べ数)1,746件 ・電話相談:11,480件 (はあとライン:2,548件、ナイトライン8,932件) 診察:計855件 ○北部・南部アーテル 相談件数(南北合計) ・新規:1,473件 ・継続:9,517件 計:10,990件	・ウェルポート 健康増進センター・アーテル・はあとぼーとの協働でイベントを開催し、機関誌や案内リーフレットを通じて当センターの事業を広く周知し、必要な方が相談しやすい環境づくりを行った。 また、身体障害の方や高次脳機能障害の方に対する相談支援のほか、補装具判定等において、多職種連携による専門的支援を実施することができた。 ・はあとぼーと 新規来所相談件数は減少傾向にあり、再来継続相談は増加しており、個別相談ケースは長期化傾向にある。 ・北部・南部アーテル 乳幼児・学齢児・成人の全ライフステージで昨年度より相談件数が増加した。また、新規相談では乳幼児の相談件数が半数以上を占め、早期から発達障害への対応を望む相談が多かったほか、継続相談では逆に学齢期・成人期の相談が多く、社会資源の不足に起因する相談や、虐待や触法、引きこもり(不登校)等、家庭背景の諸問題が複雑に絡み合った相談に対応した。	・ウェルポート 専門相談機関としての相談・支援機能を発揮するにあたり、当センターの機能や役割について、広く認知されることが重要である。 引き続き、機関誌の発行やホームページ等の各種媒体による宣伝を行い、周知・広報を強化する。 また、高次脳機能障害や難病等の新たな障害の方に対する専門的支援の充実を図る。 ・はあとぼーと 個別相談ケースの継続相談の基準の明確化を図り、より多くの市民の相談に応える体制づくりをめざす。 ・北部・南部アーテル 相談から浮かび上がる課題を的確にとらえ、必要な支援システムや資源の創出、支援の養成等、市民や関係機関とのネットワークに基づく取り組みを進める。	
	19	発達相談支援センター(南北)			自閉症児者相談支援センター運営管理及び拡充	自閉症児者に対する地域生活支援システム整備の一貫として、自閉症児者相談支援センターを開設し、支援の拡充を図る。	継続的かつ頻回に支援が必要な在宅の自閉症などの発達障害児者を対象に相談・支援を行った。 ・相談延べ件数:2,447件 ・相談実人員:270人(2センター合計)	継続的かつ頻回に支援が必要な在宅の自閉症などの発達障害児者を対象に相談・支援を行った。 ・相談延べ件数:2,747件 ・相談実人員:280人(2センター合計)	○継続的かつ頻回な支援を必要とする自閉症等の特性を持つ発達障害児者を対象に、相談・支援を行った。 ・延べ件数:4,014件(2センター合計) ○支援者向けの研修会を開催した。 ・行動障害研修基礎編 全2回、延べ125人参加 ・事例検討会 全3回	年々増加する自閉症をはじめとする発達障害児者からの相談に対して、自閉症児者相談支援センターとアーテル等が連携しながら対応できた。 研修会開催を通して、地域での支援力向上に寄与した。	今後益々多様化・複雑化していくことが予想される相談や、支援ニーズの的確な把握・分析及びそれに対応できる人材の確保・育成が課題であり、まずは状況分析をした上での課題解決を図る。	
	20	障害者総合支援センター			中途視覚障害者支援センター運営管理及び拡充	中途視覚障害の方の地域での自立した生活を実現するため、中途視覚障害者支援センターを設置・運営する。	○相談事業 ・実利用者数:231人 ・延べ支援回数:512回 ○交流会事業 ・合計13回実施 ・延べ参加人数:385人 ○ロービジョン勉強会、ボランティア養成講座、同行援護従事者研修等 ・合計19回開催 ・延べ参加人数:247人 ○視覚障害者のための生活用具展示会(eye eye福祉機器展)開催 ・参加者:300人	○相談事業 ・実利用者数:222人 ・延べ支援回数:2,225回 ○交流会事業 ・合計13回実施 ・延べ参加人数:485人 ○ロービジョン勉強会、ボランティア講座・研修会、点字のいろは教室等 ・合計19回開催 ・延べ参加人数:382人 ○視覚障害者のための生活用具展示会(eye eye福祉機器展)開催 ・参加者:400人	○相談事業 ・実利用者数:243人 ・延べ支援回数:2,292回 ○職業リハビリテーション事業 ・実利用者数:19人 ・述べ訓練回数:213回 ○交流会事業 ・合計16回実施 ・延べ参加人数:499人 ○当事者向け研修 ・合計16回開催 ・延べ参加人数:382人 ○支援者研修 ・合計3回開催 ・延べ参加人数:23人 ○視覚障害者のための生活用具展示会(eye eye福祉機器展)開催 ・参加者:318人	相談から職業リハビリテーションまでの一貫した支援を展開することができた。	中途視覚障害者支援センターだけでなく、地域の相談支援事業所等においても、視覚障害者の相談や支援が行える必要があるため、相談支援事業所等を対象とした体系的な研修を実施する。	

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	21	障害者支援課・精神保健福祉総合センター	◎		震災後の心のケア	震災を契機として、精神的に不安定になった方々への心のケア、被災者を支援する様々な支援者へのメンタルヘルスのケアを行う。健康問題に限らず、生活全般への視点を持ちながら、予防的なかわりも行う。また、震災と自殺予防に関する研修などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤嘱託職員を各区に配置し、相談支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問対象者実数:1,684件 ・訪問延べ回数:1,949件 ・電話相談数:2,917件 ・来所相談:276件 ・ケースレビュー:63件 ○支援者の支援力向上を目的とした研修会・検討会の実施 ○普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット作成、配布 ・心のケアに関する広報活動 ○こころのケアチーム(はあとぼーと仙台)による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援(訪問・相談等)延べ数:382件 ・支援者向け技術支援(研修・講義等)23回、1,126件 ・地域住民向け普及啓発()18回、664件 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤嘱託職員を各区に配置し、相談支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応延べ件数:4,371件 ・訪問相談:1,830件 ・来所相談:284件 ・電話相談:1,509件 ・その他:748件 ○支援者の支援力向上を目的とした研修会・検討会の実施 ○普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄内広告を利用した啓発 ・リーフレット作成、配布 ○こころのケアチーム(はあとぼーと仙台)による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談支援数:456件 ・支援者向け技術支援(研修・各区震災レビュー・事例検討等):77件 ・地域住民向け普及啓発:7件 ・講演会への講師派遣:4件 ・市民向けガイドラインの配布 ・ホームページ・広報誌での普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤嘱託職員を各区に配置し、相談支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応延べ件数:4,618件 ・訪問相談:1,436件 ・来所相談:414件 ・電話相談:2,004件 ・その他:764件 ○支援者の支援力向上を目的とした研修会・検討会の実施 ○普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄内広告を利用した啓発 ・リーフレット作成、配布 ○こころのケアチーム(はあとぼーと仙台)による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談支援数:456件 ・支援者向け技術支援(研修・各区震災レビュー・事例検討等):77件 ・地域住民向け普及啓発:7件 ・講演会への講師派遣:4件 ・市民向けガイドラインの配布 ・ホームページ・広報誌での普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・全区に非常勤嘱託職員を配置することにより、より幅広い市民の相談に対応することができた。 ・支援者対象の研修会や検討会を開催し、支援者のスキルアップを図るとともに、支援者を支える取り組みを行うことができた。 ・心の健康づくりに関して、広告媒体を利用し、相談窓口の普及啓発を行ったことにより、幅広く相談窓口の周知を行うことができた。 ・仮設住宅が集中する地区(宮城野区、若林区、太白区)への支援が中心となっている。しかし、復興公営住宅への移行がはじまり、少しずつ市内全域に支援が広がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅への入居が本格化し、住環境の変化や、人間関係の変化が生じることとなる。また、居住地も各区に分かれることとなるため、市内全域でのバランスのよい支援体制を調整することが課題となっている。これに対応できるよう各区に相談員を配置しているが、相談員間での連携や情報交流、研修等を通じた能力の向上、人員体制の見直し等を行い、より一層の支援体制の強化を行っている。 ・相談員間での交流や研修を通じ、支援者側を支える取り組みを行っている。
	22	教育局教育相談課(子供未来局)	◎		児童生徒の「心のケア」推進事業	児童生徒の健やかな成長のために、各学校の教育相談体制を充実させるとともに、様々な悩みや相談に対応するために心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置・派遣する。また、教職員の教育相談の対応力の向上を目指して心のケア研修を実施する。さらに、仙台市児童生徒の心のケア推進委員会を設置し中長期的な取組を検討するとともに、震災に伴う心のケアを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での相談体制を充実させるため、全ての学校にスクールカウンセラーを配置または派遣を行った。 ・学校において児童生徒の心のケアを推進していくため、職種別に10回の研修会を開催した。参加人数は1,213人。 ・精神科医や臨床心理士、大学教授などの心の専門家で構成される心のケア推進委員会を5回開催し、助言を得ながら心のケアの取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での相談体制を充実させるため、全ての学校にスクールカウンセラーの配置または派遣を行った。 ・学校において児童生徒の心のケアを推進していくため、職種別に7回の研修会を開催した。参加人数は779人。 ・精神科医や臨床心理士、大学教授などの心の専門家で構成される心のケア推進委員会を4回開催し、助言を得ながら心のケアの取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での相談体制を充実させるため、全ての学校にスクールカウンセラーの配置または派遣を行った。 ・学校において児童生徒の心のケアを推進していくため、職種別に4回の研修会を開催した。参加人数は727人。 ・精神科医や臨床心理士、大学教授などの心の専門家で構成される心のケア推進委員会を3回開催し、助言を得ながら心のケアの取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校にスクールカウンセラーを配置、派遣することによって、全ての学校で児童生徒の相談や対応を行うことができた。 ・心のケア研修を継続して開催することで、学校の教育相談体制の強化や教職員の心のケアに関する知識や力量の向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災時未就学であった小学校低学年の児童や被災地からの転入生に対する心のケアや保護者との相談が今後必要不可欠から、全ての学校へのスクールカウンセラーの配置、派遣が必要であり、全校配置の継続に向けて配置形態等も含め検討していく。
	23	子供未来局子育て支援課(教育局)	◎		子どもの「心のケア」推進事業	幼児健康診査の機会を活用した問診調査や保健指導を行うほか、震災の被災者を対象として「子どものこころの相談室」における専門医による個別相談を実施するなど、子どもの心のケアの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・問診票聞き取り:26,276人 ・児童精神科医による専門相談数:107人 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診票による聞き取り:17,124人 ・児童精神科医・心理士による専門相談:73人 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診票による聞き取り:26,359人 ・児童精神科医・心理士による専門相談:98人 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児健康診査という全幼児を対象とした健診の場を活用することで、来所した親子の不安等の有無の確認をするとともに、相談に対応することができた。また専門相談の機会である「子どものこころの相談室」を各保健福祉センターで開催することで、より具体的な助言や相談が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児健康診査に来所する児は震災後出生した児が中心となっているが、保護者の中には震災の影響を受けている方は少なからずいる。今後問診票の実施を継続することで、潜在化しつつある震災の影響の顕在化を図るとともに、身近な場で専門相談を受けられる場を確保していきたい。
	24	障害者支援課・障害者総合支援センター	◎		難病患者等初期相談支援強化	初期相談支援体制を強化するため、各区障害高齢課に嘱託保健師等を配置		<ul style="list-style-type: none"> ・各区嘱託保健師等を1人配置。 ・医療との連携強化を目的に12医療機関を訪問 ・配置職員及び区役所担当職員対象に3回の研修を実施 ・難病患者等の支援に関する基本研修13人 ・就労支援に関する研修22人 ・災害時の人工呼吸器と吸引器に関する研修13人 ・難病患者に対する訪問件数(5区実施分)216件 	<ul style="list-style-type: none"> ○各区嘱託保健師等を1人配置。 ○難病患者に対する訪問件数:278件(5区実施分) ○配置職員の人材育成を図るため、難病等普及啓発事業(整理番号5)で下記研修を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の在宅人工呼吸器と吸引器に関する研修 ・当事者の講話 ・ALSの地域生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区に保健師等を配置したことで、難病患者からの相談件数の増加に対応することができた。 ・災害対応ハンドブックを活用したALS等の在宅人工呼吸器利用者への訪問を行うに当たっての、基盤となる知識の習得を図ることが出来た。 ・難病法が施行され医療費助成や福祉サービスの対象疾患が拡大される中で、改めて当事者の声を聞くことで、疾患の日常生活への影響や体調管理の方法、患者同士の支えの重要性等について理解を深めることが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、今後も相談件数の増加が見込まれるため、配置している保健師等により相談に対応する。
	25	障害者総合支援センター	◎		難病医療相談会委託	患者や家族の療養上の不安の解消を図るため、医師、保健師、看護師、ケースワーカー等が、病気の理解、不安の解消、療養生活に関する助言、指導等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託開催回数:計15回 ・延べ参加人数:937人 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数:計15回 ・延べ参加人数:計970人 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託開催:17回 ・参加者:920人 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度より2回多い17回を委託により、開催することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定難病等の範囲拡大に伴い、これまで以上に様々な疾患に対応していくため、委託先と協働しながら、医療相談会の内容等をさらに充実していく。
③ ケアマネジメント推進体制の整備						サービス等利用計画作成の運用見直しにあわせ、本市の障害者ケアマネジメントの制度的運用を再構築するとともに、社会資源や制度の有効活用と課題の集約・検討を行う主体として、各区に自立支援協議会を設置し、ケアマネジメントの推進を図る。					
	26	障害者支援課			障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会	相談支援事業の適切な実施を図るため、相談支援事業の運営評価、事業者等への指導・助言、関係機関によるネットワークの構築等を行う。また、社会資源や制度の有効活用と、区圏域の課題の集約・検討を行う地域の自立支援協議会を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会:1回開催 ・区ごとの自立支援協議会:未設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市障害者自立支援協議会:2回開催 ・区ごとの自立支援協議会:未設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市障害者自立支援協議会:2回開催 ・区ごとの自立支援協議会:未設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価・研修専門部会において、継続的、段階的にスキルアップが図られるよう研修体系を作成した。 ・相談支援事業所の自己評価を継続的に実施していくものとするため、基本的な考え方をまとめた。 ・区自立支援協議会検討部会において、区ごとの自立支援協議会の設置に向けた検討を行い、平成27年度から区自立支援協議会が設置されることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から区自立支援協議会を設置することに伴い、今後、各区の取組の成果や全市的な検討が必要とされる課題等を検討するための場として、地域部会を設置することを予定している。 ・区自立支援協議会と市自立支援協議会との有機的な連携を図っていくことが求められる。

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト⑥	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	27	障害者総合支援センター			ケアマネジメント従事者研修	相談支援従事者を核とし、地域の事業者・支援者を含むケアマネジメントやチームアプローチの実践を拡大するため、日頃の実践からの「気づき」とその活用につながる研修を企画し実施する。またOJTや拠点的なコーディネーター機能と併せ、人材育成策の体系化を図る。	区役所・総合支所、専門的な相談機関、相談支援事業所、障害者福祉センター等の職員を対象に障害者ケアマネジメント研修を実施した。 ・新任職員研修:57人参加 ・中堅職員研修:40人参加 ・リーダー研:延30人参加 ・普及啓発研修(GH・CH支援者研修):延130人参加	・新任者研修:43人参加 ・中堅者研修:21人参加 ・リーダー研修前期:28人参加 ・リーダー研修後期:30人参加	・基礎研修:49人参加 ・新任研修:33人参加 ・実践者研修:21人参加 ・リーダー研修前期:20人参加 ・リーダー研修後期:14人参加	初任者を対象とした基礎研修を新たに実施し、支援者の経験に応じた段階的な成長を目指した研修体系をつくることができた。	支援者が自らの目標や計画を意識して研修を受講できるようにするため、長期的な展望を持って体系的に研修が受けられる体制を作っていく。
(2) 障害児に対する支援の充実											
① 障害児とその家族への支援					障害者の早期発見や、年齢、発達等に応じた支援を行うとともに、就学前療育を充実し、子育て家庭の地域生活と障害のある子どもの自立等を支援する。						
	28	子供未来局子育て支援課			母子保健法に基づく各種健康診査(再掲:整理番号70~73)	2(4)①参照					
	29	子供未来局運営支援課		★	障害児保育の充実	保育に欠け、集団保育が可能な障害のある児童を保育所へ受け入れ、共に育つことを推進する。	397人を受け入れ、さらに年度途中において、25人を受け入れた。	・356人を受け入れ、さらに年度途中において21人を受け入れた。 ・発達相談支援センターとの共催研修を実施。(年1回) ・保育所(園)巡回の実施。 ・障害児のうち、医療ケアの必要な子の入所は3人であった。	・373人を受け入れ、さらに年度途中において24人を受け入れた。 ・発達相談支援センターとの共催研修を実施。(年3回) ・保育所(園)の巡回を実施。 ・障害児の内、医療行為の必要な児童の入所は3人であった。	・知的に遅れが無くても、集団の中で障害児と同等の支援を要する児童について、障害児と同様の職員配置の対象とし、他の児童と共に生活することを通して、健全な発達が図れるようにした。 ・年次においても保護者が障害児保育を希望した時には、速やかに移行、入所ができるようにし、共に育ちあう環境を整えることができた。 ・発達相談支援センターとの共催研修の充実を図り、職員の質の向上につなげた。	・保育所等の利用を希望する児童の障害が多様化してきており、今後重度障害を持つ児童及び医療的ケアの必要な児童への対応について検討する必要がある。 ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業における障害児保育について制度化していく必要がある。
	30	障害者支援課、北部・南部発達相談支援センター			児童発達支援事業による療育支援	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所において、療育の拡充に向けた取り組みを進める。	・平成23年度に開設した「袋原たんぼぼホーム」の本格稼働及び「袋原たんぼぼホーム」「西花苑たんぼぼホーム」等で単独通園部門(毎日通園)を1クラスずつ設けた。 ・施設職員の研修を3回実施した。	児童発達支援センター、児童発達支援事業所にアチル職員が訪問し、児の様子や家庭状況について情報を共有するとともに、療育の内容や保護者支援等について話し合いを行った。 ・訪問回数:183件	児童発達支援センター、児童発達支援事業所にアチル職員が訪問し、児童の様子や家庭状況について情報を共有するとともに、療育の内容や保護者支援等について話し合いを行った。 ・訪問回数:219回	児童発達支援センター、児童発達支援事業所にアチル職員が定期的に訪問することで療育の内容や保護者支援について話し合いがきっかけにもなり、療育の充実につながった。	・アチル職員の定期的な訪問については今後も継続しつつ、施設職員の人材育成を図る。
	31	北部発達相談支援センター			聴覚言語療育支援	言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し、聴覚言語療育支援を行い、障害の改善と言語・聴覚機能の発達を促す。	個別指導やグループ指導、家庭への支援を通して児童の言語・聴覚機能の健全な発達を促した。 ・通園児童数:26人	個別指導やグループ指導、家庭への支援を通して児童の言語・聴覚機能の健全な発達を促した。 ・通園児童数:36人	個別指導やグループ指導、家庭への支援を通して児童の言語・聴覚機能の健全な発達を促した。 ・通園児童数:47人	個々の障害の程度や状況に合わせた支援を行い、児童の発達の可能性を十分に引き出しながらコミュニケーション能力の向上を図るとともに、家族に対して適切な支援を行うことができた。	言語及び聴覚に障害のある児童への支援を引き続き行うとともに、保護者や関係機関を対象とした研修等の開催により障害への適切な対応・理解の促進を図る。
	32	子供未来局運営支援課(教育局)			特別(保育)支援コーディネーターの養成	障害のある子ども等へ配慮した保育やその保護者へ必要な支援を行うため、保育所内において支援の核となる、必要な基礎知識と実践力を身につけた職員を養成する。	・初級研修:345人 ・チーフコーディネーター研修:89人 ・前年度の初級研修受講修了者を対象としたフォローアップ研修:292人	・初級研修:387人 ・チーフコーディネーター研修:130人 ・前年度の初級研修受講修了者を対象としたフォローアップ研修:322人	・初級研修受講者:424人 ・初級研修受講修了者を対象としたフォローアップ研修受講者:363人 ・チーフコーディネーター研修受講者:167人	・公立保育所に初級研修受講者が複数配置されたことにより、障害児や保護者への支援を含め様々な困難事例に対応できるようになっている。 ・チーフコーディネーター研修において、公立保育所の核となる人材の育成を図ってきたことにより、チーフコーディネーター研修受講者を中心にコーディネーターが協力して困難事例の課題解決に取り組むようになっている。	・公立保育所のチーフとして、コーディネーター一間の連携・協力を図る人材を養成をするためチーフ研修を継続して行っていく。 ・私立保育所においても、コーディネーターを養成するために、23年度から休止している初級研修を再開実施していく。
	33	教育局特別支援教育課(子供未来局運営支援課)			特別支援教育コーディネーターの養成・研修	発達障害等配慮を要する幼児児童生徒への支援について、学校毎に指名され、中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした養成、研修の充実を図る。	・特別支援教育コーディネーター養成研修を年間6回にわたって実施し、新規に108人を養成した。 ・特別支援教育コーディネーター連絡会を2回実施し、市内幼稚園・学校の特別支援教育コーディネーター412人が参加し、研修・情報交換会を実施した。	・特別支援教育コーディネーター養成研修を年間5回にわたって実施し、新規に114人を養成した。 ・特別支援教育コーディネーター連絡会を2回実施し、市内幼稚園・学校の特別支援教育コーディネーター412人が参加し、研修・情報交換会を実施した。	・特別支援教育コーディネーター養成研修を年間5回にわたって実施し、新規に96人を養成した。 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会を年2回実施し、延べ405人が参加し、研修・情報交換会等を実施した。	特別支援教育コーディネーター連絡協議会の充実を図るため、「コーディネーター向上研修」の修了者を講師とし活用を図った。また、中学校区を単位とした地域ごとの特別支援教育コーディネーターの連携が進み、学校間の情報の引継ぎや教員研修の自主的な開催など、地域ごとの取り組みが充実してきている。	地区ごとのコーディネーター連絡協議会のさらなる充実を図るため、昨年度までに「特別支援教育実践研究協力校」を受けた学校の教諭等を、各地区の連絡会での講師とするなど活用を図る。
	34	北部・南部発達相談支援センター			幼稚園や保育所への専門的バックアップ	幼稚園や保育所(保育園)の支援機能向上を図るために、アチルの専門職員が幼稚園や保育所を訪問しての相談及び施設支援を行う。研修会の実施 研修会への講師派遣	○保育所や幼稚園を訪問し、対応等についての話し合いを行った(支援回数 113回) ○保育所の職員を対象とした研修会を実施したり、幼稚園や保育所で行う研修会への職員の派遣を行った。 ・研修会の実施:1回 ・研修会への参加:21回(南北合計)	○個別のケースを通して保育所や幼稚園を訪問し、対応等について話し合いを行った。 ○保育所職員を対象とした研修会を運営支援課と協働で実施した。 ○幼稚園や保育所で実施する研修会に講師の派遣を行った。1つの園単独だけではなく、区ごとの幼稚園連合会の研修会にも派遣。 ・訪問件数:121件 ・研修会の実施:1件 ・研修会への講師派遣:20件	○個別のケースを通して保育所や幼稚園を訪問し、対応等について話し合いを行った。 ○保育所職員を対象とした研修会を運営支援課と協働で実施した。 ○幼稚園や保育所で実施する研修会に講師の派遣を行った。1つの園単独だけではなく、区ごとの幼稚園連合会の研修会にも派遣を行った。 ・訪問回数:117回 ・研修会の実施:2回 ・研修会への講師派遣:21回	・訪問等において、個々のケースについて、児童に合わせた対応や保護者への支援について話し合うことで、支援の向上につながった。 ・研修会を通じて発達障害についてや障害児の保育についての知識の普及を図ると共に、お互いの業務等を知ること、その後の連携に生かすことが出来た。	・保育所については、今後も運営支援課と連携しながら職員のニーズに合った研修会を実施していく。 ・幼稚園については、各区の連合会との連携を広げながら研修を実施していく。

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト◎	モニタリング対象事業★	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
35	障害者支援課			障害のある方の家族支援等の推進	障害児(者)と家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていることができるよう、障害児(者)等の家族に代わり一時的な介護サービスを提供する。また、保護者による自主的な活動の支援を行う。	拠点施設7カ所、実施施設4カ所、その他1カ所にて実施した。 ・日中介護:50,190時間 ・宿泊介護:2,619泊 ・外出介護、自宅での介護:353時間	拠点施設7ヶ所、実施施設4ヶ所、その他1ヶ所にて実施。 ・日中介護:49,852時間 ・宿泊介護:2,549泊 ・外出介護、自宅での介護:219時間	拠点施設7ヶ所、実施施設4ヶ所、その他1ヶ所にて実施。 ・日中介護:47,396時間 ・宿泊介護:2,573泊 ・外出介護、自宅での介護:207時間	・利用者とその家族にとって使い勝手のよいサービスとして、大きなニーズがある。 ・施設の受け入れ可能枠に限界があることから、一部の施設で利用者に対して他のサービスの活用を勧め、サービス間での負担の集中を緩和させるなどの対応が見られたことから、25年度の実績に比べ、微減となった。	利用ニーズが受け入れ可能枠を超過し、多くの施設で新規の利用者登録が困難な状況が続いている状況にあり、平成27年度に拠点施設を新規に1ヶ所開設する予定。	
36	子供未来局子育て支援課		★	小児慢性特定疾患患者見舞金	小児慢性特定疾患の認定を受けている児童に対して見舞金の給付を行うもの。	○対象児童に対して年額30,000円の見舞金を支給した。 ・青葉区:254件 ・宮城野区:174件 ・若林区:131件 ・太白区:208件 ・泉区:246件 合計:1,013件 ○本事業は平成25年3月31日を以って廃止となった。 ○平成25・26年度は経過措置となっている(25年度は20,000円、26年度は10,000円)	対象児童に対して見舞金の支給を行った。 ・青葉区:197件 ・宮城野区:151件 ・若林区:115件 ・太白区:170件 ・泉区:212件 合計:845件	対象児童に対して見舞金の支給を行った。 ・青葉区:158件 ・宮城野区:132件 ・若林区:93件 ・太白区:147件 ・泉区:186件 合計:716件	・昨年度比で支給件数はやや減少。 ・経過措置2年目の平成26年度に関しては、対象者に一律1万円の支給を適切に行うことができた。	・見舞金についてはこれまで1年に一度3万円を支給してきたが、平成24年度で事業を廃止している。 ・ただし、平成24年度に見舞金の支給を受けていた児童に対してのみ経過措置として、平成25年度は2万円、平成26年度は1万円を支給する。 ・平成27年度以降は支給は行わない。	
37	子供未来局子育て支援課		★	小児慢性特定疾患に関わる通院介護料	小児慢性特定疾患の認定を受けている在宅で、介護を受けて通院している児童に年2回に分けて介護料を交付するもの。通院1日につき1500円 月額6,000円まで年2回(前期:4月分から9月分、後期:10月分から翌年の3月分)に分けて支給する。	対象児童に対して通院介護料の支給を行った。 ・青葉区:2,303回 ・宮城野区:1,454回 ・若林区:713回 ・太白区:2,027回 ・泉区:1,935回 合計:8,432回	対象児童に対して通院介護料の支給を行った。 ・青葉区:2,246回 ・宮城野区:1,371回 ・若林区:805回 ・太白区:1,838回 ・泉区:2,006回 合計:8,226回	対象児童に対して通院介護料の支給を行った。 ・青葉区:2,076回 ・宮城野区:1,398回 ・若林区:731回 ・太白区:1,755回 ・泉区:1,963回 合計:7,923回	・昨年度比で回数はやや減少。 ・小児慢性特定疾患の認定者の約70%が本制度を利用しており、在宅で介護が必要な対象者に適切に介護料を交付することができた。	・今後も、制度の周知・利用促進を促し適切に事業を継続していく予定。	
38	障害者総合支援センター・子供未来局子育て支援課	◎		小児慢性特定疾患児と家族への相談支援事業	療育相談会、疾患や福祉サービス等の周知を図るガイドブック等の作成、関係職員に対する研修を実施。小児慢性特定疾患自立支援員を配置し、自立支援、療育相談支援を実施。	療育相談会:3回開催、延べ78人参加 研修会:1回開催、45人参加	療育相談会:2回開催、延べ59人参加 研修会:2回開催、121人参加 自立支援員の配置を開始(H27.1~2名)	・小児慢性特定疾患で療養中の家族に対して支援を開始するにあたり、難病の支援の経験があるウエルポートと子育て支援課が共催で事業を実施。 ・対象疾患を絞って実施することで、参加者同士の情報交換や交流を深めることができた。 ・研修会の実施により関係職員の担うべき役割と対象疾病等について理解が深まった。	・長期療養児を抱える家庭は、育児不安・育児ストレス等が高くなることが予想されるため、養育支援として①療育相談会の実施、②育児ヘルプ訪問事業を活用した訪問支援、③関係職員の研修による相談支援技術の研鑽を継続する。 ・平成27年1月より東北大学病院に委託している「小児慢性特定疾患自立支援員」との連携を強化する。		
② 放課後の居場所づくり						就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図る放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進する。					
39	障害者支援課	◎		放課後等デイサービスによる支援	障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験を通し、自立に向けた支援を行う。	事業所を4箇所指定したことにより、年度末には市内の事業所数は42箇所になった。 ・人日分/月 7,097人 ・利用者数/月 916人 ・市内放課後等デイサービス事業所従事者を対象とした研修会を開催	上半期に事業所数が7箇所増加し、年度末には、48箇所になった。 ・延べ利用者数/月 8,340人 ・実人数/月 1,006人	1年を通して事業所数が17箇所増加し、年度末には、65箇所になった。 ・延べ利用者数/月 11,482人 ・実人数/月 1,142人	・延べ利用者数については、事業所の大幅増加により、見込みを1,000人以上上回る事ができた。 ・実人数については、事業所が増えたものの、保護者の就労や家族の介護等により、1名あたりの利用日数が増加したため、見込みを達成することができなかった。	・事業所増加の傾向を受け、事業者研修等を実施し、療育の質のさらなる向上に取り組んでいく。 ・事業所数は増加傾向にありながらも、受け入れ枠が十分では無いため、新規に参入する法人の事業所の立ち上げを支援することで、事業所の増設を目指す。	
40	子供未来局児童クラブ事業推進室			児童館等における要支援児の受入れ	障害児等個別支援が必要な児童の児童クラブへの登録が多い場合に、職員体制づくりに要する費用を加算するとともに、専門家による巡回指導等を行うことにより、児童への支援・配慮の充実を図る。	・児童クラブ運営費の加算として、指定管理料または委託料の加算を12館に対して行った。 ・要支援児を受入れている児童館23館に対して延べ25回の巡回指導を行った。	・児童クラブ運営費の加算として、指定管理料または委託料の加算を12館(18加配)に対して行った。 ・要支援児を受け入れている児童館26館に対して延べ30回の巡回指導を行った。	・要支援児を一定数以上受け入れている児童館等18館(21加配)に対し、必要な経費の加算を行った。 ・要支援児を受け入れている児童館等36館を対象に、延べ39回の巡回指導を行った。	要支援児の受入れ体制の充実や職員のスキルアップにより、要支援児の支援の充実が図られた。	要支援児の増加に対して、受入れ体制の更なる充実について検討する。	
③ 教育環境の充実						特別支援教育や教育相談等を通し、障害のある子どもの教育環境の充実を図る。					
41	教育局教育相談課・特別支援教育課			発達障害児等の教育推進	発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について、専門家チームや巡回相談員を各校に派遣し、指導・助言を行う。	・発達障害児教育検討専門家チームを7校に派遣した。 ・巡回相談員を、74校、199人の児童生徒を対象に158回派遣した。	・発達障害児教育検討専門家チームを6校に派遣した。 ・巡回相談員を、75校、203人の児童生徒を対象に161回派遣した。	・発達障害児教育検討専門家チームを8校に派遣した。 ・巡回相談員を68校、164人の児童生徒を対象に125回派遣した。	各学校では、専門家チームや巡回相談員の活用が積極的に行われるようになり、専門家の助言を踏まえて、児童生徒の実態の把握やそれに基づく具体的な支援や配慮が行われるようになってきている。	専門家チームに関しては、活用後のフォローアップについて検討する必要がある。	

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	42	教育局特別支援教育課			肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する支援及び自立活動指導支援	市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍する肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する教育の充実を図るため、鶴谷特別支援学校にOT(作業療法士)及びPT(理学療法士)を配置し、併せて各学校・園に派遣し、肢体不自由のある幼児・児童生徒への担任等の取組に対して指導・助言する。	・OT(作業療法士)とPT(理学療法士)を鶴谷特別支援学校に配置した。 小・中学校にOTを15回、PTを9回派遣した。 ・ST(言語聴覚士)も鶴谷特別支援学校に配置した。 小・中学校にSTを26回派遣した。	・OT(作業療法士)とPT(理学療法士)を鶴谷特別支援学校に配置した。 小・中学校にOTを17回、PTを12回派遣した。 ・ST(言語聴覚士)も鶴谷特別支援学校に配置した。 小・中学校にSTを22回派遣した。	・OT(作業療法士)とPT(理学療法士)を鶴谷特別支援学校に配置した。 小・中学校にOTを16回、PTを8回派遣した。 ・ST(言語聴覚士)も鶴谷特別支援学校に配置した。 小・中学校にSTを20回派遣した。	OT、PT、ST等の専門職の具体的な助言により、各学校で障害の特性に応じた効果的な指導を行うことができた。	専門職の効果的な活用を図るため、小・中学校へ今後も継続的な周知を行う。
	43	教育局特別支援教育課			学校における医療的ケアの推進	市就学支援委員会の判断結果に沿って市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、医療的ケアが必要な児童生徒の学校生活や学習を支援するため、看護師を配置する。	医療的ケアの必要な16校、27人の児童生徒に対して、24人の看護師を配置した。	医療的ケアの必要な15校、27人の児童生徒に対して、23人の看護師を配置した。	医療的ケアの必要な14校、28人の児童生徒に対して、22人の看護師を配置した。	看護師の配置により、医療的ケアの必要な児童生徒の学校生活や学習を支援することができた。	障害の重い児童生徒が増加していることから、巡回指導医の効果的な活用を検討する。
	44	教育局特別支援教育課			特別支援教育指導補助プラン推進(指導補助員の配置)	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の学習や学校生活を補助する指導補助員の配置を行う。	・年度途中にも、必要な学校に対して順次配置し、101校に157人の指導補助員を配置した。 ・通常の学級に在籍し発達障害の診断を受け、保護者から配慮して欲しいと申し出のあった児童生徒は、平成24年7月現在で1,433人であった。	・年度途中にも、必要な学校に対して順次配置し、102校に161人の指導補助員を配置した。 ・通常の学級に在籍し発達障害の診断を受け、保護者から配慮して欲しいと申し出のあった児童生徒は、平成25年7月現在で1,451人であった。	・年度途中にも、必要な学校に対して順次配置し、103校に163人の指導補助員を配置した。 ・通常の学級に在籍し発達障害の診断を受け、保護者から配慮して欲しいと申し出のあった児童生徒は、平成26年7月現在で1,395人であった。	特別支援教育指導補助員を配置したことにより、学級担任等が児童生徒一人一人の状況をより詳細に把握し、適切に対応できるようになっている。このことにより、発達障害のある児童生徒が安定した学校生活を送れるようになり、その効果が学級全体に波及しているケースも多く見られる。	学校現場で大きな効果をあげていることから、今後も適切な配置を行い、障害のある児童生徒への学校や担任等の取り組みを支援していく。
	45	教育局特別支援教育課			特別支援学級への指導支援員の配置	特別支援学級に担任の指示を受け、在籍児童生徒の学習や学校生活を補助する指導支援員の配置を行う。	国の緊急雇用創出事業を活用し、51校に62人の指導支援員を配置した。	国の緊急雇用創出事業を活用し、56校に61人の指導支援員を配置した。	国の緊急雇用創出事業を活用し、65校に71人の指導支援員を配置した。	・特別支援教育指導支援員を配置したことにより、支援員が介助を行い、学級担任等が指導に集中するなどの役割分担が可能となり、児童生徒一人一人に対して適切な指導ができるようになった。 ・指導支援員が交流及び共同学習に付き添うことにより、通常の学級と特別支援学級が連携した指導も効果的に行われている。	学校現場で大きな効果をあげていることから、今後も適切な配置を行い、障害のある児童生徒への学校や担任等の取り組みを支援していく。
④ 地域における療育の支援						児童福祉法の改正により再編される「児童発達支援センター」等の機能を活かし、地域における療育の支援を強化する。					
	46	障害者支援課、北部・南部発達相談支援センター			児童発達支援センターによる支援	既存の資源を活用しながら、地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ児童発達支援センターによる保育所等への訪問支援など、サービス提供体制の具体的な検討を進める。	・南北アーチルと児童発達支援センターで現状の確認と支援内容の検討を行った。 ・従来業務として、アーチルが保育所・幼稚園に訪問(113件)を通して保育所等のニーズ把握を行った。	児童発達支援センター・児童発達支援事業所について、現在行っている業務の確認や、センターへの移行について意向を確認した。	児童発達支援事業所のセンター化の検討と併せて、今後のセンターの役割について市連協と検討を重ねた。	話し合いを重ねることで、地域支援の必要性が共有でき、センターの役割の大枠について整理を進めることができた。	児童発達支援センターについて、将来のあるべき姿を踏まえ、各法人と役割等について具体的に整理を行っていく。
(3) 障害特性等に対応した支援の充実											
① 障害特性等に対応した特別な支援						医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者、強度行動障害のある方など障害の状態に応じて特別な支援が必要な方々が、地域で安心して生活できるよう支援を行う。					
	47	障害者支援課	◎		医療的ケアを必要とする障害のある方等への支援	痰の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケアが必要な障害のある方などが、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう支援を行う。	障害者総合支援法の短期入所事業者へ看護師配置のための補助金を交付。 ・利用延日数:265日 ・実利用人数:7人 ○医療的ケア対応ヘルパー等人材養成研修障害者福祉センターにおいて、支援員による医療的ケア提供の推進のため研修を実施した。	○要医療的ケア障害児者等短期入所事業障害者総合支援法の短期入所事業者へ看護師配置のための補助金を交付。 ・利用延日数:236日 ・実利用人数:8人 ○医療的ケア対応ヘルパー等人材養成研修障害者福祉センターにおいて、支援員による医療的ケア提供の推進のため研修を実施した。	・要医療的ケア障害児者等短期入所事業実利用人数は固定している。 ・医療的ケア対応ヘルパー等人材養成研修研修の実施により支援員の医療的ケア実施に対する不安を軽減でき、若林障害者福祉センターでは、1人の利用者が支援員の医療的ケアにより活動を行っており、当該利用者のみならず、他の利用者の活動拡大にもつながっている。	・要医療的ケア障害児者等短期入所事業利用の需要が高いものの、利用実人数が増加しない現状であることから、対応ベッド数の増床を働きかけていく。 ・医療的ケア対応ヘルパー等人材養成研修事業障害者福祉センターでの重度障害者受け入れ体制の強化のため、障害者福祉センター職員が研修を受講することにより、医療的ケア提供体制の拡充を図る。	
	48	障害者支援課	◎		医療型短期入所推進	医療的ケアが必要な障害者が安心して利用できる短期入所事業のあり方を検討するため、有識者懇談会等を実施する。			○医療的ケアが必要な障害児者が利用できる短期入所事業についての聞き取り調査 ・11ヶ所にて実施 ○医療的ケアを要する重症心身障害児者等の短期入所事業に係る検討会 ・開催回数:2回	医療的ケアが必要な重症心身障害児者の受け入れは限られた事業所に偏っており、利用したくても利用できない現状があること等が明らかになった。	平成27年度も引き続き、医療的ケアを要する重症心身障害児者等の短期入所事業に係る検討会を実施し、事業化に向けて検討を深める。
	49	障害者支援課		★	在宅酸素濃縮器利用者への支援	在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を必要とする身体障害のある方等に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成する。	酸素濃縮器や人工呼吸器の電気料金の一部(月額3,000円)を助成した。 ・利用者数:543人	酸素濃縮器や人工呼吸器の電気料金の一部(月額3,000円)を助成した。 ・利用者数:532人	酸素濃縮器や人工呼吸器の電気料金の一部(月額3,000円)を助成した。 ・利用者数:506人	当該事業の実施により、酸素濃縮器や人工呼吸器の使用に係る電気料金の負担軽減が図られたことにより、健康維持の一助に寄与できた。	災害時の備え等について普及啓発を行う。

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
50	北部・南部発達相談支援センター			発達障害のある方の自立に向けた支援	現行の障害福祉サービス等では対応が難しい発達障害児者や家族に対し、行動障害の軽減及び二次障害の予防を目的とした支援を行う。	行動障害や二次障害の深刻化を防止するため、宿泊アセスメントを含むプログラムを実施した。 ・支援実人員：6人	行動障害や二次障害の深刻化を防止するため、宿泊アセスメントを含むプログラムを実施した。 ・支援実人員：12人	行動障害があり家庭生活に困難を来しつつある学齢期の発達障害児者を主な対象として、宿泊によるアセスメントを含む自立支援プログラムを実施した。 ・対象者：新規1人、継続12人	宿泊によるアセスメントや支援者会議の開催、家族面接等を通して、行動障害の深刻化を抑制し、本人や家族の安定した地域生活を支える一助となった。	個々の対象者の支援体制を強化し地域生活をより安定したものにしていくと同時に、そこから得られた知見を他の行動障害のある発達障害児者の地域生活支援に生かすための方策を検討していく。	
51	障害者支援課		★	全身性障害者等指名制介護への助成	重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適当な介護者がいない障害のある方を対象に、障害のある方本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する。	・利用登録者数：46人 ・ヘルパー登録者数：215人 ・介護延時間数：22,307時間	・利用登録者数：46人 ・ヘルパー登録者数：205人 ・介護延時間数：23,740時間	・利用登録者数：46人 ・ヘルパー登録者数：192人 ・介護延時間数：23,172時間	家族が日中不在であるなど、適切な介護者がいない全身性障害者の地域での生活を支える一助となることのできた。	コミュニケーション支援等の理由により慣れた介護人でなければ対応ができないケースもあるため、継続して実施する。	
52	障害者支援課	◎		難病サポートセンター	電話、来所、訪問による個別相談支援 支援患者会・家族会の立ち上げ支援		平成25年12月に仙台市難病サポートセンター開設。 ・電話相談：74件 ・面接相談：24件 ・その他：5件	・電話相談：155件 ・面接相談：126件 ・訪問：5件 ・同行支援等：26件	区役所やハローワークへの同行等により、患者の気持ちに寄り添った支援をすることができた。	必要に応じて各区保健福祉センター、障害者総合支援センター等との連携により相談に対応する。関係機関等への周知を行っていく。	
53	障害者支援課	◎		在宅障害者訪問入浴サービス(障害者居宅介護)	在宅の重度障害者が利用できる訪問入浴サービスの利用回数を拡大	・実利用者数：105人 ・利用回数：4,718回	・実利用者数：107人 ・利用回数：4,998回	・実利用者数：110人 ・利用回数：5,402回	月5回(6月～9月は月6回)までの利用回数を、平成25年8月より月6回(6月～9月は月7回)に拡大したことによって、前年度よりもさらに多く利用いただき、障害者の生活の質の向上に資することができた。	訪問入浴を必要としている方にご利用いただけるよう、今後も制度の周知に努める。	
② 心身の状態に応じた適切な支援					難病患者、高次脳機能障害のある方、中途視覚障害者など、現行の障害福祉サービスでは対応が困難な障害のある方に対し、心身の状態等に応じた、きめ細かな相談や支援等を行い、自立や社会参加を推進する。						
54	障害企画課、障害者支援課、(障害者総合支援センター)		★	難病患者への支援	難病特別対策推進事業、遷延性意識障害のある方の治療研究等の事業を推進し、日常生活を支援する。	・難病患者等ホームヘルプサービス事業 延べ139回 ・難病患者等日常生活用具給付事業 5件 ・訪問指導事業 延べ352人 ・難病医療相談会 21回実施、参加者数：延べ1,122人 ・難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 受講者数：63人 ・難病患者等ボランティア養成講座 受講者数：48人 ・遷延性意識障害者治療研究事業 支給実人員：26人 ・障害者総合支援法の障害福祉サービスの対象に難病患者等が加わったため、居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス、日常生活用具給付)は平成24年度で廃止となった。 ・難病見舞金事業(年額30,000円を支給) 6,011件 本事業は、平成24年度で廃止となった。平成25・26年度は経過措置となっている。(25年度は20,000円、26年度は10,000円)	・訪問指導事業 延べ445人 ・難病医療相談会 35回実施、参加者数：延べ1,393人 ・難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 受講者数：68人 ・難病患者等ボランティア養成講座 受講者数：39人 ・難病サポートセンター 相談件数：延べ103件 ・遷延性意識障害者治療研究事業 支給実人員：26人 ・難病見舞金事業(年額20,000円を支給) 5,375件 本事業は、平成24年度で廃止となった。平成25・26年度は経過措置となっている。(25年度は20,000円、26年度は10,000円)	・訪問指導事業 延べ303人 ・難病医療相談会 30回実施、参加者数：延べ1,240人 ・難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 受講者数：76人 ・難病患者等ボランティア養成講座 受講者数：56人 ・難病サポートセンター 相談件数：延べ323件 ・遷延性意識障害者治療研究事業 支給実人員：24人 ・難病見舞金事業(年額10,000円を支給) 4,821件 本事業は、平成24年度で廃止となった。平成25・26年度は経過措置となっている。(25年度は20,000円、26年度は10,000円)	・難病医療相談会は、平成25年度より実施回数を増やしており、より多くの患者に対する病気の理解や不安の解消に寄与することができた。 ・ホームヘルパー養成研修、ボランティア養成講座により難病の知識をもった支援者の育成を行った。 ・遷延性意識障害者治療研究事業では、医療機関に対して介護料と褥瘡予防費を支給することにより、適切な支援の実施に寄与した。 ・難病見舞金は経過措置を終了した。今後は現金給付に代えて、障害に対する市民理解の促進や心身の状態に応じた適切な支援の更なる充実を図る。	難病があっても、地域で生活できるよう心身の状態に応じた支援の充実を進める。 ・訪問指導事業では、関係機関と連絡を取り合いながらニーズに応じた支援を行っていく。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、相談の増加が見込まれるため、周知を図るとともに適切に相談に応じる。 ・難病見舞金は経過措置を終了した。今後は現金給付に代えて、障害に対する市民理解の促進や心身の状態に応じた適切な支援の更なる充実を図る。	
55	障害者総合支援センター			包括的呼吸リハビリテーション事業	呼吸器疾患特有の生活障害の実態を明らかにするとともに、在宅の同疾患の患者が健康維持や生活障害軽減のため早期にリハビリテーションに取り組めるよう、環境整備や仕組みづくりを進める。	・呼吸健康教室(委託)の開催(5回×2カ所) 参加者：180人 ・支援者を対象とした研修会の開催 参加者：68人 ・フライングディスク練習会への参加(3回) ・障害者スポーツボランティアネットワーク研修会への講師派遣	○当事者を対象にした呼吸健康教室 ・春教室：全5回(平成25年6月5日～7月3日の各水曜日) ・秋教室：全5回(平成25年10月2日～10月30日の各水曜日) ・参加人数：延べ122人 ○市内居宅介護支援事業所に勤務する職員を対象にした呼吸リハビリテーション支援者研修会 ・開催回数：1回(平成26年3月3日) ・参加者：67人	○当事者を対象にした呼吸健康教室 ・春教室：全5回、延べ82人参加 ・秋教室：全5回、延べ70人参加 ○呼吸リハビリテーション支援者研修会 ・参加者：55人	当事者が自身の疾患やその対応について学ぶ機会を提供することができた。また、呼吸器疾患の特性について、支援者の理解を深めることができた	呼吸健康教室参加者のその後の生活や支援の実情が十分に把握できていないため、実態を調査・検証することにより、呼吸健康教室や支援者研修のさらなる充実を図っていく。	

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	56	障害者総合支援センター	◎		重度障害のある方のコミュニケーション支援	筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の意思伝達が困難な重度障害のある方に対して、生活の質(QOL)向上と尊厳確保のため、意思伝達装置等を活用したコミュニケーションの確立を支援する。	○重度障害者に対する相談支援実績(前年度) ・対象者:53人(前年31人) ・相談対応数:767件(前年611件) ○養成者研修 ・実施回数:2回 ・受講者数:42人	○支援実績 ・実人数:58人(26人が新規) ・支援件数:1102件(訪問が707件) ○研修会 ・実施回数:1回(重度障害者コミュニケーション支援スキルアップ研修) ・参加者数:28人	○重度障害者コミュニケーション支援センター運営 ・支援実人数:82人(内:新規29人) ・支援回数:1,556回 (内訳:訪問757回、電話・メール等241回、機器準備522回、会議等出席18回、講師派遣18回) ○支援者養成研修 1回開催、8人参加	・重度障害者コミュニケーション支援センターの増員及び開所時間の延長などを行い、増加する支援に対応できる体制を整えることができた。 ・障害者支援機関と医療機関とが参加する研修を行い、早期支援、継続支援のための連携を進めることができた。	・当事者や家族、支援者等が、早期から重度障害者コミュニケーション支援センターにつながるようにするため、さらなる周知・広報を進めていく。 ・重度かつ多様な障害状況に対応できる高度な技術を継承していくため、重度障害者コミュニケーション支援センター職員の育成を進めていく。
	57	障害者総合支援センター			テクノエイド事業の推進	障害のある方の生活状況に合わせた適切な福祉用具、住宅改修等の評価・選定やモニタリングができるようシステムを構築し、物理的バリアの軽減を図る。	・障害福祉セミナーの実施 3回実施、参加者142人 ・介護保険施設における車いすの相談支援の介入方法の調査研究事業 7回実施	・障害福祉セミナーの実施 5回実施、参加者112人 ・介護保険施設車椅子相談支援事業 4回実施 ・生活動作体験室相談・支援の実施 88人対応	○福祉用具専門研修会 2回実施、参加者59人 ○福祉用具住宅改修専門相談 対応件数:20件 ○福祉用具の普及啓発(他機関への講師協力) ・市民対象:7回実施、参加者401人 ・庁内研修(交通局):1回実施、参加者20人	・福祉用具事業者に対し、実技等を含めた研修を行い、実践に役立つ研修を提供することができた。 ・福祉用具住宅改修専門相談について、定期の相談日を設け、市政だよりで広報するなど、相談しやすい体制づくりを行うことができた。 ・小中学生から町内会等、幅広い対象に講義を行い、普及啓発することができた。	福祉用具に係る支援者のさらなる技術向上を図るため、福祉用具の選定等における実態を調査・検証することにより、より効果的な研修プログラムを実施していく。
	58	精神保健福祉総合センター			精神障害のある方のデイケア事業の支援	生活指導、作業指導などのデイケアを実施し、回復途上にある精神障害のある方の社会参加・社会復帰を促進する。	○年間の通所者延数:計2,890人 ・就労支援・社会参加コース:2,364人 ・リワーク準備コース:526人 ・平均在籍者数:41人 (定員60人に対する充足率は69.3%) ○平成24年度「就労支援・社会参加コース」 ・終了者:9人 ・平均在籍期間:2年10ヶ月 (終了時転機は56%が就労施設への移行や復学など社会復帰に至っている) ○平成23・24年度「リワーク準備コース」 ・終了者:21人(23・24年度合わせて) ・平成24年度末の状況:61%が復職や就労、L21職場のリワークプログラム等復職行動開始に至っている。終了時、全員が、通所開始時のうつ状態から改善している。	○年間の通所者延数:計3,324人 ・就労支援・社会参加コース:2,845人 ・リワーク準備コース:479人 ・平均在籍者数:41人 (定員60人に対する充足率は69.3%) ○H25年度「就労・社会参加コース」 ・通所者46人(内、終了者は6人) ・平均在籍期間:3年6ヶ月 (終了時転機は50%が就労施設への移行や復学など社会復帰に至っている) ○H25年度「リワーク準備コース」 ・通所者21人(内、終了者は13人) ・H26年度末の状況:69%が復職や就労、職場復帰のリワークプログラム等復職行動開始に至っている。病状悪化のため中断した方を除き、終了時は全員が通所開始時のうつ状態から改善している。	○年間の通所者延数:計3,709人 ・就労支援・社会参加コース:3,259人 ・リワーク準備コース:450人 ・平均在籍者数:48人 (定員60人に対する充足率は80.0%) ○H26年度「就労・社会参加コース」 ・通所者:53人(内、終了者は14人) ・平均在籍期間:2年3ヶ月 (終了時転機は50%が就労施設への移行や復学など社会復帰に至っている) ○H26年度「リワーク準備コース」 ・通所者:21人(内、終了者は19人) ・H26年度末の状況:52.6%が復職や就労、職場復帰のリワークプログラム等復職行動開始に至っている。病状悪化のため中断した方を除き、終了時アンケートにおいて、復職に向けて意識の向上に役立つと自己評価している方が多かった。	・「就労支援・社会参加コース」については、通所開始時に、単なる居場所ではなく数年で他の社会復帰施設への移行や就労等へのステップアップを目指して個別の目標を設定し、きめ細かな個別支援であったと評価できる。 ・「リワーク準備コース」については、通所者の多くが復職に向けて意識の向上と自己評価していることから社会参加のための自己回復力を高めたとして、心身の状態に応じた適切な支援であったと評価できる。	・「就労支援・社会参加コース」については、通所者数が昨年度(46名)より増え53名であるが、終了者(14名)が昨年度(6名)より増加しており出入りが多かった状況と長期欠席者等参加率が低い通所者3名であったため、1日平均通所者数は昨年度(15.4名)より17.6名と若干増に留まった。新規通所者の平均年齢は35.7歳で40代は28.3%であった。通所者人数の増加のために、今後も対象者拡大として若年層及び統合失調症以外の精神障害者等をターゲットとした運営を目指し、紹介元となる医療機関に対して広報活動を行っていく。 ・「リワーク準備コース」については新規通所者の増加を目指し、市内唯一の認知行動療法実施機関であることと終了後の再発防止のためのOB会開催支援について、紹介元となる医療機関に対して広報活動を行っていく。
	59	障害者総合支援センター	◎	★	高次脳機能障害のある方への支援	高次脳機能障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、総合相談による支援を実施するとともに、関係機関等が互いに連携し、一体となって支援するネットワークの構築を図る。	・個別支援相談実績: 支援実人数66人、支援回数297回 ・勉強会・事例検討会の実施(3回): 参加人数延べ51人 ・研修会(1回)参加人数:11人 ・「対応マニュアル」の作成:担当者の相談支援の標準化 ・「支援事例集」の整備、発行 ・外部研修への派遣:ピアサポーター養成研修、就労支援に関する研修会、小児期高次脳機能障害者支援研修	・総合相談の延べ件数:205件(支援実人数60人) ・研修:1回(高次脳機能障害リハビリテーション研修、参加者45人)	○総合相談の延べ件数:221件 ○研修:2回 ・高次脳機能障害支援者スキルアップ研修 67人参加 ・高次脳機能障害者支援のための医療一福祉連携研修 43人参加	地域資源と連携して相談支援を行い、相談者を適切な地域資源へ繋げることができた。	医療から地域に移行する段階の支援が不十分であるため、医療と福祉との連携強化を進めていく。
	60	障害者総合支援センター	◎	★	中途視覚障害のある方への支援	中途視覚障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及び白杖歩行・パソコン等の生活訓練事業を実施する。	・中途視覚障害者生活訓練事業 白杖歩行訓練やパソコン操作訓練等41人に対し、延べ444回在宅で実施。	○生活支援事業 ・実利用者数:222人 ・延支援回数:2,225回 (内訳:電話1274回、来所161回、訪問495回、メール等246回、ケア会議49回) ○生活訓練事業 ・利用延人員:33人 ・訓練回数:374回 (内訳:パソコン訓練229回、白杖訓練87回、点字訓練35回、身辺動作・家事動作訓練9回、その他14回)	○生活支援事業○ ・実利用者数:243人 ・延支援回数:2,292回 (内訳:電話1,352回、来所210回、訪問517回、メール等174回、ケア会議38回) ○生活訓練事業 ・利用延人員:18人 ・訓練回数:204回 (内訳:パソコン訓練109回、白杖訓練93回、身辺動作・家事動作訓練2回、)	支援が必要な方に対して、相談から職業リハビリテーションまでの一貫した支援を展開することができた。	身近な地域の相談支援事業所には支援ノウハウがないため、これまで積み重ねてきた支援事例の詳細な検証を行うことにより、地域の支援機関等が活用できる支援手法を開発・提供していく。

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
61	健康安全課			後天性免疫不全症候群(エイズ)患者への支援	患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネットワークを整備する。また、患者が学校・職場・地域において円滑な日常生活が送れるよう、関係機関の綿密な連携と相談支援体制の構築を図る。	・エイズ・性感染症対策推進協議会にて意見交換・対策の検討。 ・東北ブロック拠点病院である仙台医療センター専門外来スタッフとの勉強会実施。施設職員に向けた正しい知識の普及等が必要との意見が出た。	・エイズ・性感染症対策推進協議会にて、意見交換、対策の検討(年2回実施) ・障害者総合支援センターとの打ち合わせ実施(1回)	・エイズ性感染症対策推進協議会において、意見交換対策の検討(年1回実施)。	・エイズ性感染症対策推進協議会において、意見交換対策の検討を行い、現状の共有が図られた。(年1回実施)。	・患者・感染者のニーズに応じた支援が行われるよう、今後も関係機関との連携強化を図る。
62	障害企画課		★	聴覚言語障害のある方の支援	聴覚障害のある方の福祉増進を図るため、各区に聴覚障害者福祉相談員の配置及び地域世話人に対する聴覚障害者用ファクシミリ電話料金の一部助成を実施する。	○自らが聴覚障害を持つ相談員を各福祉事務所管轄地域内に1人ずつ(計5人)配置している。 ・相談件数:969件 ○市聴覚障害者協会から推薦された地域世話人に専用ファクシミリを設置する場合の電話料助成を行った。 ・対象者:14人	○自らが聴覚障害を持つ相談員を各福祉事務所管轄地域内に1人ずつ(計5人)配置した。 ・相談件数:880件 ○市聴覚障害者協会から推薦された地域世話人に専用ファクシミリを設置する場合の電話料助成を行った。 ・対象者:14人	○自らが聴覚障害を持つ相談員を各福祉事務所管轄地域内に1人ずつ(計5人)配置した。 ・相談件数:923件 ○市聴覚障害者協会から推薦された地域世話人に専用ファクシミリを設置する場合の電話料助成を行った。 ・対象者:14人	聴覚障害者福祉相談員は予定どおり配置できており、ファクシミリ助成についても必要とする地域世話人に対するの助成を行えていることから、障害者が身近に相談できる環境づくりが進められた。	聴覚障害者福祉相談員については、年々相談件数が増加していることから、更なるニーズに応えられるよう、研修等の実施により相談員の質の向上を図るとともに、広報活動の強化を継続し、より一層の活発な利用を促す。
63	障害企画課		★	補助犬の普及促進	補助犬の普及促進を図るため、補助犬への理解啓発を目的としたチラシ・ポスターの配布を実施し、また、補助犬を利用する障害のある方への飼料の給付を実施する。	・盲導犬使用者2人及び介助犬使用者1人に補助を行ったほか、ポスター掲示やステッカー配布依頼などを行った。 ・市役所周辺で盲導犬の訓練を行い盲導犬の育成及び啓発を行った。	・補助犬飼料給付者数:6人 ・身体障害者補助犬法の普及啓発医療機関向けリーフレットを、市医師会を通じて市内各医療機関に配布を行った。 ・建物内及び市内中心部などの環境に適應した盲導犬に育成するため、市役所を訓練の場として提供した。	・補助犬飼料給付者数:7人 ・建物内及び市内中心部などの環境に適應した盲導犬に育成するため、市役所を訓練の場として提供した。 ・市在住の盲導犬ユーザーと公益財団法人日本盲導犬協会の方々が市長を表敬訪問した。	・補助犬飼料給付者数が増加傾向にあり、障害のある方の自立と社会参加への一助につなげることができた。 ・市役所及び市内中心部での盲導犬の訓練に、場所の提供を行ったことにより、盲導犬の育成に加え、周囲の市民への理解・啓発につなげることができた。 ・市在住の盲導犬ユーザーと公益財団法人日本盲導犬協会の方々が市長を表敬訪問したことで、率直な意見交換ができた。	今後も、障害のある方の自立と社会参加の推進に向け、補助犬の使用に伴った支援を行うとともに、市民の補助犬への理解が促進されるよう、より一層の周知・啓発を行っていく。
64	障害企画課		★	重度障害者福祉手当	重度障害者の生活の安定に寄与するなど福祉の増進を図るため、手当を支給する。	・重度障害のある方を対象に年額30,000円の手当を支給した。 手当受給者数 1,884人 ・本事業は平成25年3月31日を以って廃止となった。 ・平成25・26年度は経過措置となっている(25年度は20,000円、26年度は10,000円)。	・年額20,000円を支給 ・支給件数1,599件	・年額10,000円を支給 ・支給件数1,387件	本事業は、平成24年度で廃止となった。平成26年度は経過措置を実施し、事業廃止に伴う激変緩和に寄与した。	平成26年度で経過措置を終了した。今後は現金給付に代えて、障害に対する市民理解の促進や心身の状態に応じた適切な支援の更なる充実を図る。
65	障害者支援課	◎		入院時コミュニケーション支援	意思疎通の困難な入院中の重度障害者が医療スタッフとコミュニケーションを図るための支援員を派遣		・実利用者数:2人 ・延利用時間数:37時間	・実利用者数:3人 ・延利用時間数:175.5時間	実利用者が1名増となったが、3名にとどまっており、本事業による支援を要する方の需要にどれだけ支援が届いているか、制度の浸透の程度は未精査である。利用時間等は昨年度に比べ増となっていることから、制度利用者には心身に適切な支援ができていると考える。	本制度を利用していただき円滑な医療行為につながるよう、今後も区役所や相談支援事業所等を通して制度の周知に努め、利用促進を図る。
66	障害者総合支援センター	◎		難病患者等補装具等賃借費助成	難病患者及び重度身体障害者の心身の状態に応じた生活環境改善のため、補装具等の賃借費を助成		(9月1日開始) ・張力調整付上肢装具:1件 ・特殊ベッド:6件 ・段差解消機:1件 ・移動用リフト:1件 合計:9件	・張力調整付上肢装具:5件 ・歩行補助用具:1件 ・段差解消用具:1件 ・特殊寝台:9件 合計:16件	難病等の方や重度障害者の方の在宅支援、退院支援等において活用され、利用後は他制度活用に100%移行する等、速やかな制度移行ができた。	支援の対象となる難病の拡大に伴い、さらなる周知・広報の充実にも努めていく。

(4) 保健・医療の推進

① 健診・受診の促進				障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療及び検査を受けることを勧奨していく。						
67	障害企画課			自立支援医療給付	・障害の軽減や職業能力の推進のために必要な医療について、更生に必要な医療費等を給付する(更生医療)。 ・精神障害のある方の通院医療に要する費用の全部又は一部を公費負担する(精神通院医療)。 ・身体上の障害を有する児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去または軽減するための医療に要する費用を公費負担する。(育成医療)	・更生医療:22,108件(レセプト件数) ・精神通院医療:169,505件(") ・育成医療:746件(")	・更生医療:27,935件(レセプト件数) ・精神通院医療:209,294件(") ・育成医療:846件(")	・更生医療:28,493件(レセプト件数) ・精神通院医療:221,035件(") ・育成医療:827件(")	当該事業の実施により、障害にかかる医療費負担の軽減が図られ、適切な受診機会の確保につながった。	・障害の軽減・除去・重度化防止のため、今後も適切かつ必要な給付を実施していく。 ・適切な給付のため、請求情報の審査・確認を実施していく。

方針

整理番号	H27 担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
68	障害企画課		★	心身障害者医療費の助成	心身障害者の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害の程度、区分等の一定要件を満たす方について、医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。	・助成件数:287,877件 ・受給者数(平成25年3月末):16,735人	・助成件数:374,123件 ・受給者数(平成26年3月末):16,888人	・助成件数:403,975件 ・受給者数(平成27年3月末):16,867人	当該事業の実施により、身体障害及び知的障害のある方の医療費負担の軽減が図られ、適切な受診機会の確保につながっている。	・対象者は身体及び知的障害者(児)であり、精神障害者及び難病患者は対象になっていない。 ・受給者の利便性向上や負担感の軽減のため、償還払いから現物給付への切り替えが課題となっており、今後事業の在り方について検証を行っていく。	
69	障害者支援課		★	身体障害のある方の健康診査	常時車いすを使用する身体障害のある方の二次障害を予防するため、健康診査を実施する。	受診者数:25人	受診者数:16名	受診者数:24名	常時車椅子を使用する身体障害者の健康状態がチェックされることで、筋肉の硬直や排尿障害といった二次障害を予防し、受診者のQOLの向上に資することができた。	対象者数に対して実利用者数が少ないため、利用促進につながるよう周知広報を図る。	
70	子供未来局子育て支援課			乳幼児健康診査 (再掲:整理番号28)	障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や心身の発達、養育状況を把握し、適切に支援するため、乳幼児健康診査を行う。	[受診率] ○乳児健康診査 ・2か月児:95.5% ・4-5か月児:91.6% ・8-9か月:89.6% ○幼児健康診査 ・1歳6か月児:97.9% ・2歳6か月児:90.0% ・3歳児:90.8%	[受診率] ○乳児健康診査 ・2か月児:97.4% ・4-5か月児:94.8% ・8-9か月児:90.8% ○幼児健康診査 ・1歳6か月児:96.1% ・2歳6か月児:91.6% ・3歳児:91.9%	[受診率] ○乳児健康診査 ・2か月児:96.7% ・4-5か月児:94.7% ・8-9か月児:94.3% ○幼児健康診査 ・1歳6か月児:97.1% ・2歳6か月児:93.0% ・3歳児:93.0%	・すべての健診で受診率が90%を超え、受診勧奨の効果が伺える。 ・乳児健康診査は、高い受診率を維持しており、多くの乳児家庭に支援が提供できた。 ・幼児健康診査は、すべて受診率が上昇しており、未受診者対策の効果が伺える。より多くの家庭に支援を提供することができた。	今後も受診率の維持向上に努め、未受診者に対し受診勧奨等を継続実施していく。	
71	子供未来局子育て支援課			先天性代謝異常検査等の実施 (再掲:整理番号28)	検査等の実施により、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害発生を予防する。平成24年度より対象となる疾患数を拡大させる。	・先天性代謝異常検査:9,824件 ・先天性副腎過形成症検査:10,023件 ・先天性甲状腺機能低下症検査:9,819件	・先天性代謝異常検査:9,828件 ・先天性副腎過形成症検査:9,975件 ・先天性甲状腺機能低下症検査:9,843件	・先天性代謝異常検査:9,654件 ・先天性副腎過形成症検査:9,839件 ・先天性甲状腺機能低下症検査:9,713件	・受検率は昨年度と同様の実績である。 ・タンデムマス法による検査の実施により、これまでの検査では発見できなかった疾患を早期に発見でき、早期治療につながることができた。	今後も受検率の維持向上に努め、周知を継続実施する。	
72	子供未来局子育て支援課			新生児等への訪問指導 (再掲:整理番号28)	妊産婦及び新生児の発達と健康の保持増進を図るため、全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。	延べ訪問数:10,468件	延べ訪問件数:10,312件	延べ訪問件数:10,046件	・新生児訪問対象者に対し、9割以上の訪問実績となり、新生児と産婦の心身の健康の保持増進に努めることができた。 ・継続支援が必要な家庭に適切な支援が行えるよう努めた。	今後ともなるべく全数の家庭訪問を実施するよう努める。	
73	子供未来局子育て支援課			小児慢性特定疾患患者への支援 (再掲:整理番号28)	厚生労働省告示により定める慢性疾患にかかっている児童に保険診療の自己負担分に対する医療費の給付を行う。	対象児童に対して医療費の給付を行った。 ・給付実人員:1,170人 ・給付延べ件数:11,519件	対象児童に対して医療費の給付を行った。 ・給付実人員:1,267人 ・給付延べ件数:12,627件	対象児童に対して、医療費の支給を行った。 ・給付実人員:1,225人 ・給付延べ件数:12,763件	・平成27年1月1日より制度改正があり、対象疾病が拡大(514疾病→704疾病) ・給付実人員、給付延べ件数ともにはほぼ前年度どおり。対象児童に対して、適切に医療費の給付を行った。	今後も、制度の周知・利用促進を促し適切に事業を継続していく予定。	
74	健康安全課			後天性免疫不全症候群(エイズ)に関する相談及び検査	HIV感染症の早期発見のために早期受診を勧奨し、エイズの発症を予防する。また、HIV感染への不安がある方の相談に対応し、正しい知識の普及啓発及び今後の感染予防啓発を行う。	・H24年度HIV抗体検査受検者数:1,704件。 ・一般相談:219件。 ・検査普及週間、世界エイズデーに合わせて、ポスター等1,600ヶ所配布。 ・市営地下鉄・バス、仙台駅地下通路、広報誌、ホームページ、メール配信サービス等での広告。 ・成人式会場、学園祭等での予防啓発ブース出展等	・平成25年度HIV抗体検査受検者数:1,840件 ・平成25年度エイズ一般相談数:170件 ・普及啓発活動(ポスター・ちらし・ポケットカードの配布、インターネット・パンフレット、地下鉄・バス広告、広報誌、ホームページ等による広報、世界エイズデー関連イベント、成人式における啓発、小・中・高校・大学との連携による健康教育)	・平成26年度HIV検査受検者数:1,759件 ・平成26年度エイズ一般相談数:318件 ・検査普及週間、エイズデーに合わせてポスター・チラシ・ポケットカード・地下鉄バス広告1,600ヶ所に配布。 ・インターネット・パンフレット・ホームページ等による広報 ・エイズデー関連イベント、小中高専門学校大学等健康教育。 ・NPO団体との市民協働提案事業制度にて、インターネット活用によるHIV検査促進事業開始	・検査件数は、若干減少したが、男性と性的接触のある男性の受検者数は増加傾向にあり、NPO等との連携効果が認められる。 ・市民協働提案事業が採択され、平成26年度からの前倒しで実施することになった。	重点施策層への感染予防啓発・検査普及啓発を推進していく。 ・男性と性的接触のある男性のHIV検査促進のために市民協働提案事業のパンフレット・WEBサイトの効果を検証していく。 ・学校と連携した健康教育及びエイズデー関連イベント等で青少年層への啓発を推進。	
② 健康づくりの推進					心の健康づくりやスポーツなどを通し、生涯にわたる心身の健康づくりを進める。						
75	障害者支援課			心身障害児通園施設歯科健康診査・保健指導・歯科健康教育実施	社団法人仙台歯科医師会に事業を委託し、障害児(者)の歯科診療事業を、休日夜間歯科診療所(仙台市福祉プラザ内)において実施する。また、在宅歯科診療事業を実施する。心身障害児通園施設に年2回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設で歯科健康教育を実施する。	・障害児(者)歯科診療事業 診療実人数:1,018人 ・障害児(者)施設歯科保健教育 開設回数:27回、受診者数:519人	・障害児(者)歯科診療事業 診療実人数:1,054人 ・障害児(者)施設歯科保健教育 開設回数:26回、受診者数:542人	・障害児(者)歯科診療事業 診療実人数:1,054人 ・障害児(者)施設歯科保健教育 開設回数:27回、受診者数:514人	当該事業の実施により、障害児の歯と口の健康づくりの推進に貢献できた。	子どもの虫歯の有病状況の地域格差や歯周病の予防など、依然として課題も多いことから、「第2期いきいき市民健康プラン」において、児童・思春期世代をメインターゲットに取り組みを進めている。障害児についても同様に取り組みを進めていく。	

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 掲載事業 実施状況

資料3-5

方針

整理番号	H27 担当課	重点プロジェクト⑥	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
76	障害者支援課		★	ひきこもり者地域支援事業	ひきこもり者の状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供などの取組みを推進する。	○ひきこもり地域支援センターを開設し、相談対応・訪問支援等を行った。 ○ひきこもり地域支援センター事業実績 ・延べ相談件数:1,496件 ・アウトリーチ(訪問支援)延べ回数:96回 ・サロン延べ来所者数:1,570人 ・その他普及・啓発活動:計67回 (本人向け各種集団プログラム、母親勉強会、父親勉強会、家族研修会、ひきこもり相談会等) ○ひきこもり青少年等社会参加促進事業実績 ・外出支援・地域活動等延べ参加者数:572人 ・就労体験等延べ参加者数:927人	○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応・訪問支援等を行った。 ○ひきこもり地域支援センター事業実績 ・延べ相談件数:1,565件 ・アウトリーチ(訪問支援)延べ回数:82回 ・サロン延べ来所者数:2,015人 ・その他普及・啓発活動:計77回 (本人向け各種集団プログラム、家族教室、ひきこもり相談会等) ○ひきこもり青少年等社会参加促進事業実績 ・外出支援・地域活動等延べ参加者数:539人 ・就労体験等延べ参加者数:290人	○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応・訪問支援等を行った。 ○ひきこもり地域支援センター事業実績 ・延べ相談件数:1,247件 ・アウトリーチ(訪問支援)延べ回数:85回 ・サロン延べ来所者数:936名 ・その他普及・啓発活動:計64回 (本人向け各種集団プログラム、家族教室、ひきこもり相談会等) ○ひきこもり青少年等社会参加促進事業実績 ・外出支援・地域活動等延べ参加者数:402名 ・就労体験等延べ参加者数:164名	・ひきこもり地域支援センターにおける相談対応や、訪問による支援を提供するとともに、他のひきこもり支援関係機関との連携関係の構築に努めた。 ・地域相談会を開催したことにより、相談機関の周知や新たなニーズの把握につながった。	本市ではこれまで、調査による実態把握を行っておらず、他都市の調査を参考に数を推計している。しかし、現状どれだけのひきこもり者が存在するのか実態が把握できていないため、支援やサービスの充足度の検証はできていない。今後調査を行うことにより、より効果的な支援の提供を検討していく。
77	障害者総合支援センター		★	障害のある方の健康増進事業	障害のある方自らが、身近な地域においてレクリエーションスポーツ等を通して主体的に健康増進への取組みができるよう、環境の整備や仕組みづくりを進める。	運動施設等で行う健康づくり事業のモデル作成を目的として、新田東総合運動場において、「障害者の健康づくり教室」を3回実施した。	・障害のある方も利用できる地域の運動施設について調査し、ホームページで発信した。 ・障害者施設等における利用者の健康状態の把握と運動を伴う活動の実施についてアンケート調査を実施した。	○障害のある方も利用できる地域の運動施設について調査をし、ホームページで発信を行った。 ○障害者の健康に関する以下の調査を行った。 ・仙台市の身体障害者における健康診査結果年度推移 ・身体障害者における運動習慣形成モデルの検討 ・仙台市内の運動・スポーツ施設における障害者対応状況	・障害のある方が心身の健康づくりのために利用できる地域の資源を調査・発信できた。 ・調査により、本市における障害のある方の運動に関する意識や対応、健康状態等の把握ができた。	・社会資源の情報すべてを把握できていないため、引き続き情報を収集・発信していく。 ・健康と栄養・休養に関する調査が未着手であるため、早期に実施していく。
78	健康政策課(健康増進センター)			障害者健康づくり教室	障害者に運動実践の場を提供するとともに、個別相談および生活に運動を定着させる等の支援を実施する。	・地域拠点型教室(青葉区、太白区、泉区対象) 97回、延べ696人 ・施設支援型教室 17回、延べ152人 ・教室修了者フォローアップ 2団体、2回、延べ180人	○地域拠点型教室 ・個人(青葉、太白、若林、泉): 121回、延べ1187人 ・団体:24回、延べ243人 ○施設支援型教室 14回、延べ230人 ○教室修了者フォローアップ 8回、延べ120人	○地域拠点型教室 ・個人(青葉、太白、若林、泉): 126回、延べ1223人 ・団体:60回、延べ590人 ○施設支援型教室 9回、延べ163人 ○教室修了者フォローアップ 13回、延べ208人	事業の拡大と共に、参加者数が増加している。障害のある方へ運動を中心とした健康づくりの機会を提供することができた。	青葉、泉区以外の会場の環境、交通の便が悪く、利用しづらい状況にある。会場の見直しも含め、地下鉄沿線での5区の拠点づくりを目指す。
79	健康政策課(健康増進センター)			障害者健康づくり教室(若年者軽度知的障害者)	支援学校在校生および卒業生の健康づくり、余暇活動の充実と社会資源の活用の場とする。	・施設支援型教室(支援学校) 11回、延べ193人	・地域拠点型教室(夕暮れエクササイズ) 39回、延べ87人 ・施設支援型教室(支援学校) 12回、延べ278人	・地域拠点型教室(夕暮れエクササイズ) 38回、延べ279人 ・施設支援型教室(支援学校) 36回、延べ235人	支援学校内での活動から、社会参加へ移行するモデルとなった。	夕暮れエクササイズを自主グループ化し、新たな社会資源を創出していく。
80	健康政策課(健康増進センター)			障害者運動サポーター養成研修会	障害者の健康増進を支援するために必要な運動に関する知識・技術・実践力の習得と支援者の養成を目的とした研修会の開催する。	・養成研修会 6回、延べ68人 ・教室におけるサポーター活用 97回、延べ233人	・養成研修会 6回、延べ47人 ・教室におけるサポーター活用 121回、延べ346人	・養成研修会 6回、延べ88人 ・教室におけるサポーター活用 118回、延べ234人	養成講座受講者は増えており、サポーターの活動の場や活動方法を試行的に実施することができた。	サポーターのスキルアップと教室での継続的な活用を行い、障害者健康づくり事業のモデルを構築する。
81	健康政策課(健康増進センター)			調査・研究・開発	障害特性を考慮した運動プログラムや体力測定法、ツールを開発する。	三障害それぞれの特性を考慮した運動プログラムの検討及び実践を行った。また、事業でのツール開発を行った。	三障害それぞれの特性を考慮した運動プログラムの検討及び実践を行った。また、事業でのツール開発を行った。	三障害それぞれの特性を考慮した運動プログラムの検討及び実践を行った。また、事業でのツール開発を行った。	調査研究により運動プログラムとツールが蓄積されている。今後、その情報を広く発信し、活用してもらうための働きかけが必要である。	蓄積してきた運動プログラムとツールについて情報としてまとめ、発信していく。
82	健康政策課(健康増進センター)			ネットワーク事業	障害者を地域で支援する関係機関とのネットワーク会議に参加し情報交換や連携を進める。	・各区ネットワーク会議等への参加 5区、33回 ・障害者の健康づくり普及促進検討委員会 3回	・各区ネットワーク会議等への参加 5区、51回 ・障害者の健康づくり普及促進検討委員会 1回	・各区ネットワーク会議等への参加 5区、88回	様々な課題を抱える当事者の健康課題解決へ向けて、関係機関と連携し、10件以上の取り組みを行うことができた。	関係機関との連携を広げ、健康づくり啓発と効果的な支援を行う。
83	健康政策課(健康増進センター)			障害者団体出前講座	障害者の健康づくりを啓発・支援することを目的に職員を派遣する。	24回、543人	13回、398人	12回、431人	地域で活動している障害者施設や団体などの求めに応じて体力測定やストレッチングなどの運動支援を行うことで、障害のある方の健康づくりに関する周知、啓発が図られた。	当事者以外にも、施設職員や家族、支援者、一般へ向けて啓発していく。

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
③ 精神疾患等の早期発見・早期支援の推進					精神疾患・精神障害に関する正しい理解の普及啓発を行うとともに、精神疾患の重症化を防ぐため、発病後の早期に発見し適切な支援を行うことができるよう、取り組みを推進する。						
84	障害者支援課	◎		精神障害のある方の地域社会交流促進(再掲:整理番号4)	精神障害当事者による講演活動(スピーカーズビューロー活動)を中心とした精神障害者地域社会交流促進事業の継続的な実施(精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適正な態度の醸成を目指し、全市的な取組みのコーディネート機能と地域に根ざした形の普及啓発活動に取り組むためのプログラム開発等を主に行う)【1(1)①参照】	・スピーカーズビューロー活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 講演実施回数:22回 延べ聴講者数:1,313人 ・これまでの活動実績を元に、同様の普及啓発活動を各所で展開できるよう、普及啓発プログラムを作成した。	精神障害当事者による講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演回数:32回(講演者数65人) ・聴講者数:1,425名(一般市民、学生、障害当事者の家族、司法書士、民生委員など) ・学会「心理教育・家族ネットワーク」にて活動報告	精神障害当事者により講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演回数:25回 ・聴講者数:860名	・スピーカーズ・ビューローは偏見除去の効果が極めて高いことが知られているが、国内でも先進的な取組みであり、普及啓発手法としての一般化のためには更なる知見の蓄積が必要である。特に、疾病体験を聴衆に語る技能・技術を習得した精神障害者の育成が重要である。	・スピーカーズ・ビューローの手法を一般化させるために、マニュアルや手引書などの作成を検討する必要がある。あわせて、語り手となり得る人材の育成についてのプログラム構築を検討する。	
④ 自殺予防の推進					平成23年11月に設置したところの絆センター(自殺予防情報センター)を中心に関係機関と連携しながら、自殺対策の総合的な支援体制の強化等を進める。						
85	精神保健福祉総合センター			仙台市こころの絆センター(自殺予防情報センター)	自殺を考えている方や自殺未遂者、遺族等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談窓口につなげるとともに、地域における人材育成や情報発信、各種広報等により、自殺対策の推進を図る。さらに、震災後の心のケア事業と連動し、被災者の孤立予防および自殺予防を強化する。	○相談支援の実施 ・電話相談:224件 ・相談会開催:18回 ○人材育成として研修会の開催や講演会等への講師派遣の実施 ・研修会開催:3回 ・講師派遣:8回 ○自殺に関する普及啓発の実施 ・心の健康づくりキャラクターの作成 ・自殺予防キャンペーンの実(平成25年3月16日) ・ホームページ等による啓発等 ○自殺の実態把握の実施	○相談支援の実施 ・電話相談:311件 ・相談会開催:17件 ○人材育成として研修会の開催や講演会等への講師派遣 ・研修会:2回開催 ・講師派遣:7回実施 ○被災者支援として、普及啓発・人材育成、区等との協働による訪問支援を実施。 ○若年層向け普及啓発活動として、学生をメンバーとした検討会を開催し、「クリアファイル」「リーフレット」を作成した。 ○勤労者対策として、職場のメンタルヘルス支援事業や研修講師の派遣、会報による普及啓発を実施した。	○相談支援の実施 ・電話相談:435件 ・相談会開催:25件 ○人材育成として研修会の開催や講演会等への講師派遣 ・研修会:2回開催 ・講師派遣:6回実施 ○被災者支援として、普及啓発・人材育成、区等との協働による訪問支援を実施。 ○若年層向け普及啓発活動として、学生をメンバーとした検討会を開催し、「クリアファイル」「リーフレット」を作成した。 ○勤労者対策として、職場のメンタルヘルス支援事業や研修講師の派遣、会報による普及啓発を実施した。	・相談電話や相談会の開催により、自死等に関し悩んでいる人への直接的な支援を行う事ができた。 ・研修会等の開催により、地域の支援者を育成し、相談体制の強化を図る事で自死予防の推進につながった。	・相談支援や人材育成の事業を引き続き実施するとともに、本市の自死の実態に基づき、被災者、若年層、勤労者に対して重点的な取り組みを行う。 ・自殺未遂者などのハイリスク者への支援体制の整備について検討する。	
86	障害者支援課			自殺予防推進(関係機関・団体等の有機的な連携)	自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体等が互いに綿密に連携し合い一体となって対応する体制づくりを進める。	・自殺総合対策庁内連絡会議 平成24年8月31日開催 ・自殺対策連絡協議会 平成24年9月10日開催	・自殺総合対策庁内連絡会議 平成25年8月1日開催 ・自殺対策連絡協議会 平成25年9月12日開催	・仙台市自殺対策連絡協議会開催 平成26年8月27日開催、委員15人出席。 ・かかりつけ医等心の健康対応力向上研修会事業 2回コース、計101人参加 (1回目55人、2回目46人)	・自殺対策連絡協議会において、本市の自殺対策事業の取組み状況や、各委員の事業内容について、意見交換を行い、相互連携の必要性について共有を図れた。 ・医師等を対象とした研修会において、連携のポイントと実践をテーマとして取り上げ、実践における対応を検討することができた。	・協議会委員とのつながりを活かし、本市の自殺対策に対して、助言や協力を得ながら、相互連携を図りつつ、自殺対策事業の拡充を図る。 ・かかりつけ医と精神科の連携を促進するために、今後も研修会を実施し、精神疾患の早期発見治療を促す。	
⑤ 精神科救急システムの整備					心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう、新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより、精神科救急システムを整備する。						
87	障害者支援課	◎		新市立病院整備(精神科救急システムの整備)	心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう、新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより、精神科救急システムを整備する。	・総合病院精神科医療連絡協議会を1回開催。 ・新市立病院で行う身体合併症精神科救急医療の整備に向け、総合病院と民間単科病院・診療所との連携体制、医師確保等について検討を行った。	・総合病院精神科医療連絡協議会を1回開催し、常勤医1名体制に伴う精神科病棟棟棟等の診療体制及び新市立病院で新たに実施予定の身体合併症救急医療に向けた今後の取組方針について検討を行った。 ・宮城県精神保健福祉審議会精神科救急部会に課題整理のため3つのワーキンググループ(WG)が設置され、その中の1つとして身体合併症患者受入体制課題整理WGが1回開催された。	・平成25年度末に常勤医1名が辞職し、常勤医不在となる。 ・平成26年11月に新市立病院が竣工、通常診療を開始した。 ・精神科についても、入院病床50床が整備されたが、常勤医の確保ができていないため、稼働させることができなかった。 ・非常勤医のみの診療体制の中では、総合病院精神科医療連絡協議会を開催する環境は開催を見送った。	・県内唯一の精神科医師育成・供給機関である東北大学医学部精神科との良好な関係を構築することができておらず、安定的な医師供給が望めない。 ・たまたま在籍した精神科医師個人の事情に精神科救急システムの成否が常に翻弄されている状態にある。 ・仙台市が構想する精神科救急システムについての理解と協力の雰囲気は作れない中では、病院間の協議や検討は、もともと潤沢ではない病院勤務の精神科医を囲い込み、奪い合う結果になりかねない。	・東北大学医学部精神科から、安定的に医師の供給が受けられるよう、良好な関係の構築が絶対に必要である。あらゆる機会を捉えて良好な関係づくりに取組む。	
3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備											
(1) 地域で生活していくための環境整備											
① 地域生活支援のための拠点の整備					中途障害者支援システムの中核を担う専門機関として、障害者更生相談所を移転し、障害者総合支援センターを整備するとともに、障害者が暮らしやすい地域社会づくりと、地域におけるリハビリテーション推進の拠点として(仮称)青葉障害者福祉センターの整備に向けた検討を進める。						
88	障害者総合支援センター			障害者総合支援センター整備	従来の更生相談所機能に加え、障害のある方の地域生活を支援するための総合的なリハビリテーションの中核を担う専門機関として、健康増進センターの機能見直しに合わせて整備する。	平成25年1月1日 障害者総合支援センター開所	平成25年1月1日 障害者総合支援センター開所 (平成24年度に移転・整備終了)				

方針

整理番号	H27 担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
② 住まいの場の確保等地域移行支援					身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るための基盤となる住まいの場と日中活動の場の整備を促進し、障害のある方が充実した地域生活を送ることができる環境の整備に努める。						
89	北部発達相談支援センター	◎		障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援	重度の知的障害を伴う自閉症や重症心身障害等の重い障害がある方の「住まいの場」の確保を支援する。		要医療的ケア・強度行動障害にかかるグループホームを運営する先進地視察を行うとともに、在仙の関係団体のヒアリングを行った。	・強度行動障害のある自閉症児者が入居しているグループホームを運営する社会福祉法人等を訪問し、先進地の現況を視察した。 ・関係部署と随時打ち合わせを行い、情報の共有を図った。	・先進地視察により、強度行動障害者向けグループホームの設置や運営に係る課題についてある程度整理することができた。 ・関係団体との打ち合わせを通して、共通認識を図ることができた。	強度行動障害対応型グループホームの早期の整備が求められており、引き続き実現に向けた検討を行う。	
90	障害者支援課		★	重度心身障害のある方の住宅改造	重度心身障害のある方の住環境を整備するための改修費を助成する。	助成件数:10件	助成件数:5件	助成件数:1件	本事業の実施により、重度障害者の日常生活の安全の向上に資することができた。	障害を持つ方にとって安全で使いやすい住環境を整備することへのニーズは継続的に発生すると思われるため、必要とする方に適切に情報が届き、制度をご利用いただけるよう、今後も周知に努める。	
91	精神保健福祉総合センター	◎		精神障害のある方の退院促進支援	受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院者の宿泊訓練等を社会復帰施設に実施(委託)する等し、円滑な地域移行・定着を推進するとともに、支援を類型化し、退院促進や地域移行・定着につながるプログラム開発や体制整備について検討する。	地域移行に向けた退院促進支援実施数12人(新規3人) (内、宿泊訓練事業利用延人数1人 内、退院者5人 内、事業終了者4人)	・地域移行に向けた退院促進支援事業利用者数:18人(内、新規11人) ・宿泊訓練事業利用者実人数:3人、利用述べ回数:8回	・地域移行に向けた退院促進支援事業利用者数:16人(内、新規3人) ・宿泊訓練事業利用者実人数:1人、利用述べ回数:1回	事業利用者への退院に向けた支援は、退院に向けた動機づけと地域生活のアセスメントの段階、実際の退院の準備(外泊など)の段階の大きく2つに分かれるが、宿泊訓練は、前者について非常に有効であった。宿泊訓練を実施することにより地域生活が経験でき、病院内では見られなかった能力の発揮が促進され、地域生活に向けたアセスメントが適切になされると共に利用者本人の自信にもつながり、退院先の選定及び退院支援を進めていくために有効であった。後者については、宿泊訓練を利用せずに希望している退院先にて外泊訓練などを実施した。	・宿泊訓練はアセスメントの機会、入院外での能力発揮の場として有効であることがこれまでの事業から示唆された。当事業は26年度で終了することから、今後は、地域移行支援という個別給付の枠にある体験宿泊を有効に活用していく必要がある。ただし、体験宿泊のサービス提供を担う事業所の実施体制等が十分に整っていない現状であることから、「地域移行推進連絡会」において、事業所と体験宿泊サービス提供に関する課題を共有し、入院者が退院に向けた一歩を踏み出すために有効な退院支援ツールを存続させるための体制整備を行う。 ・体制整備と併せて実施している退院促進にかかる個別支援については、入院中から、病院をはじめとした地域支援者と連携し、支援計画を立て退院支援から地域移行・地域定着を強化するため、当センターの「地域総合支援事業」の中に位置づけ、地域精神保健福祉を推進する。	
92	障害者支援課			知的障害のある方の自立体験ステイ	在宅の知的障害のある方が一定期間保護者の元を離れて地域生活を体験することにより、グループホーム等での自立生活の実現を支援する。	・登録者数:61人 ・宿泊回数:1,161泊	・登録者数:57人 ・宿泊回数:1,309泊	・登録者数:45人 ・宿泊回数:1,288泊	前年度と比較して宿泊回数は微減だったが、移行先であるグループホーム等での生活を見据えた体験を繰り返すことができた。	短期入所やレスパイト事業、グループホーム体験利用等といった類似の事業が増えてきており、事業のあり方について検討を進める。	
93	市営住宅課			市営住宅建替事業における重度身体障害者世帯向け(車いす)住宅の設置	老朽化した市営住宅の建替事業において、手摺、流し台等の諸設備について、身体障害者等の生活に配慮した設計の重度身体障害者世帯向け(車いす)住宅を供給する。					現在取り組んでいる鶴ヶ谷第一市営住宅建替事業の完了時には、さらに4戸増を予定しており、今後も建替事業の際の継続的な供給を行っていく。	
③ 地域住民同士の支え合いの体制構築					地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動や民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体等の様々な活動を通し、障害のある方を含めた地域住民同士による支え合いの取り組みを推進する。						
94	障害者支援課			地域生活支援ネットワーク会議、連絡調整会議	区毎に地域課題や特性に応じた対応のあり方を検討する地域生活支援ネットワーク会議や専門相談機関での連絡調整会議等により、障害のある方への支援のネットワークづくりを図る。	地域生活支援ネットワーク会議の開催 ・開催回数:52回 ・参加者数:784人	地域生活支援ネットワーク会議の開催 ・開催回数:52回 ・参加者数:1,053人	地域生活支援ネットワーク会議の開催 ・開催回数:58回 ・参加者数:860人	相談支援の現状から把握された課題等について、区ごとに関係機関との意見交換や情報交換を行い、顔の見える関係を築くことにつながった。	平成27年度から、既存のネットワーク会議等に、全体会議、プロジェクトチームを新たに加えた区障害者自立支援協議会を設置する予定である。地域における障害者等の相談支援の個別事例を通じて明らかとなった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における支援体制の整備につなげていく。	

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
95	社会課			地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動の推進	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、民生委員やボランティア団体等と連携して、安否確認や生活支援を行う。	仙台市社会福祉協議会を通じ、助成金を交付した。 ・小地域福祉ネットワーク活動推進事業 101地区社会福祉協議会 ・地域福祉活動推進員設置事業 100地区社会福祉協議会 ・小地域福祉ネットワーク活動研修会 4区社会福祉協議会 ・区地域福祉活動リーダー研修会 5区社会福祉協議会	各地区社協が実施する下記の事業を推進した。 ・小地域福祉ネットワーク活動推進事業 103地区社会福祉協議会 (障害者のいる世帯等も対象とした見守り、生活支援活動、サロン活動を実施) ※障害者も参加したサロン実施地区数: 42/103 ・地域福祉活動推進員設置事業 102地区社会福祉協議会 ・小地域福祉ネットワーク活動研修会 5区社会福祉協議会 ・区地域福祉活動リーダー研修会 5区社会福祉協議会	各地区社協が実施する下記の事業を推進。 ・小地域福祉ネットワーク活動推進事業 104地区社会福祉協議会 (見守り、生活支援活動、サロン活動等) ※子育てサロン実施地区: 47/104 ・地域福祉活動推進員設置事業 103地区社会福祉協議会 ・小地域福祉ネットワーク活動研修会 5区社会福祉協議会 ・区地域福祉活動リーダー研修会 5区社会福祉協議会	障害のある方も参加対象としたサロンを通じ、交流することにより、情報交換や仲間づくり等へつなげることができた。	今後も各地区社協が実施する見守り活動、サロン活動等の支援を継続して進めていくとともに、小地域福祉ネットワーク活動の更なる展開を図る。
96	社会課			民生委員児童委員による地域の見守り活動等	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談、情報提供、見守り等を行う。	相談支援件数 合計46,730件 (うち障害者に関すること 2,703件)	相談支援件数 合計43,330件 (うち障害者に関すること 2,489件)	相談支援件数 合計41,470件 (うち障害者に関すること 2,324件)	全相談支援件数のうち、障害者に関するものが全体の約5.6%(前年度約5.7%)となっている。相談割合は前年度に比べほぼ横ばいであるが、全相談支援件数に占める割合をみても、まだまだ障害者への関わりが少ない。	研修や事例検討を通して、障害に対する理解を深めるとともに、専門機関に関する情報提供を行い、連携した支援ができる体制を作っていく。

④ 防犯対策の推進 障害のある方とその家族が犯罪に巻き込まれることがないよう、機会をとらえて、犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。

97	市民局 市民生活課			障害のある方やボランティアに対する防犯講座	障害のある方やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害のある方と接する福祉関係者、ボランティア等に対して、障害のある方の犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。	防犯講座の実施: 6施設にて6回実施 (仙台市防犯協会連合会との連携による)	防犯講座の実施: 5施設にて5回実施 (仙台市防犯協会連合会との連携による)	防犯講座の実施: 7回 (仙台市防犯協会連合会との連携による)	防犯意識の高揚、啓発を図ることができた。	引き続き、防犯講座等を通して、防犯意識の高揚、防犯知識の普及啓発を行っていく。
98	市民局 消費生活センター			消費者トラブル見守り事業の展開	障害のある方の消費者被害防止のため、障害のある方と接する機会が多い民生委員や関係団体等に対し、消費者被害の内容とその防止策について啓発を行う。	・民生委員の方々および就労移行支援施設・就労継続支援施設等に対して、消費者トラブルの事例などが掲載された冊子「障害者の消費者トラブル 見守りガイドブック」を配布した。 ・地域支援ネットワーク会議にて消費者トラブルについての情報提供を行った。	・新任民生委員研修会において、地域での見守りや消費者トラブルについて説明を行うとともに、「障害者の消費者トラブル 見守りガイドブック」のパンフレットを配布した。 ・青葉区地域生活支援ネットワーク会議にて消費者トラブル防止の啓発冊子等を配布した。 ・障害のある方や見守る方を対象とした消費者トラブル防止の出前講座を実施した。(2回) ・特別支援学校において消費者トラブル防止の出前講座を実施した。(2回)	・各区の民生委員児童委員協議会委員会において、地域での見守りや消費者トラブルの現状について説明を行うとともに、各民生委員児童委員に消費者被害防止啓発資料(ゆたかなくらし2014年7月号)を配布した。 ・特別支援学校において消費者トラブル防止の出前講座を実施した。(1回)	・各民生委員に消費者被害防止の啓発を行うことにより、地域における見守りを強化することができた。 ・障害者と接する機会が多い関係機関と、消費生活センターが連携しながら障害者の見守り等を行うことにより、障害者の消費者トラブルの未然防止・拡大防止が期待できるとともに、障害のある方も含めて、地域全体で支え合いながら安心して生活できる環境づくりに貢献できる。	障害者の支援に関わる方々との連携をさらに強化し、障害者ご本人や支援する方々向けの出前講座や消費者トラブル事例の情報提供など、実効性のある啓発活動を今後も実施していく。

(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 「ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準等に基づく建築物等のバリアフリー化の推進や障害の有無等にかかわらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及促進を図り、また「心のバリアフリー」を推進する。

99	社会課			ひとにやさしいまちづくりの推進	ひとにやさしいまちづくり推進協議会により、心のバリアフリーの普及・啓発を行う。	・ウエルフェア・区民まつりに参加しての啓発活動 ・ひとやさ点検隊(推進協議会会員によるバリアフリー設備の点検活動)の実施 ・バリアフリー情報誌の発行 など	・福祉まつりウエルフェア、区民まつり、PTAまつり等への参加 ・バリアフリー情報紙の発行 ・地下鉄車両内及びホーム欄への啓発ステッカー掲示	バリアフリーの広報・啓発活動の実施。 ・福祉まつりウエルフェアへの参加(ブラインドサッカー体験等) ・バリアフリー情報紙の発行	・福祉まつりウエルフェアにおいては、ブラインドサッカー体験等を実施し、バリアフリーへの理解促進、及び関心を持っていただくための機会の提供が図れた。 ・バリアフリー情報誌では、推進協議会におけるバリアフリーの取り組みについて掲載し、広報・啓発に努めた。	バリアフリーをめぐる環境の変化に合わせて、広報のデザインをリニューアルする等、市民への広報・啓発のあり方を工夫している。
100	交通局 業務課 営業課			心のバリアフリー化の推進	心のバリアフリー推進のため、小中学生を対象とした交通バリアフリー教室の実施や利用者へのバリアフリーマナーアップの啓発、交通事業に従事する職員へのバリアフリー教育などを実施する。	・小学生を対象とした交通バリアフリー教室を開催。 ・バス・地下鉄車両内、ポスターやハートプラスマークステッカーを掲示し、バリアフリーマナーアップの啓発を行った。	・小学生を対象とした交通バリアフリー教室を開催。 ・バス・地下鉄車両内へのマナーポスター・ステッカーの掲示によるマナーアップの啓発。(継続) ・職員へのバリアフリー教育の実施。外部講師による研修会 高年齢者・障害者の疑似体験研修 など	・小学生を対象とした交通バリアフリー教室を開催。 ・バス・地下鉄車両内へのマナーポスター・ステッカーの掲示によるマナーアップの啓発。(継続) ・職員へのバリアフリー教育の実施。外部講師による研修会 高年齢者・障害者の疑似体験研修 など	仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき、ほぼ計画どおり実施したことにより、「心のバリアフリー」に関し、着実に推進している。	現在の第2期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画(前期)の計画期間が27年度末までとなっているため、前期の実績や課題を踏まえ、28年度から32年度までを計画期間とする後期計画を27年度中に定める予定にしている。 また、策定された計画に基づき、交通バリアフリー教室の開催や、バス・地下鉄車両内のポスター等の掲示を継続するなど、来年度以降も引き続き「心のバリアフリー事業」を実施・推進していく。

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
② 容易に移動できる環境の整備										
101	建設局 道路計画課			交通安全施設等の整備	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの敷設など、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの敷設等、道路環境の整備を行っている。 ・交通安全施設等整備事業 市道整備事業:41路線整備実施 国道整備事業:3路線整備実施中	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの敷設等、道路環境の整備を行っている。 ・交通安全施設等整備事業 市道整備事業:26路線整備実施 国道整備事業:5路線整備実施	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの敷設等、道路環境の整備を実施。 ・交通安全施設等整備事業 市道整備事業:51路線整備実施 国道整備事業:5路線整備実施	歩道整備やバリアフリー化を行ったことで、道路環境整備の促進を図れた。	引き続き、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。
102	都市整備局 交通政策課			仙台市バリアフリー基本構想の策定	バリアフリー新法に基づいて、優先的に整備を図るべき地区の基本構想を策定し、バリアフリーの推進を図る。	平成24年6月に基本構想を策定した。	仙台市バリアフリー推進協議会を開催し、平成26年度に地区別構想を策定する地区を決定した。	仙台市バリアフリー推進協議会を開催し、地区別構想(泉中央地区・長町地区)を策定した。	地区別構想(泉中央地区・長町地区)を策定することで、バリアフリー推進に貢献できた。	仙台市バリアフリー推進協議会を継続的に開催しながら、これまで地区別構想を策定した地区について、バリアフリー化を進める特定事業の調整及び管理を行う。
103	都市整備局 公共交通推進課			低床バス車両等導入への補助	バス事業者に対して、低床バス車両の購入費の一部を補助する。	バス購入費の一部補助 ・大型ノンステップバス:23台 ・中型ノンステップバス:1台 計24台を補助対象として実施。	バス購入費の一部補助 ・大型ノンステップバス:23台 ・中型ノンステップバス:2台 計25台を補助対象として実施。	バス購入費の一部補助 ・大型ノンステップバス:34台 ・中型ノンステップバス:1台 計35台を補助対象として実施。	ノンステップバスの車両購入費を補助することにより、容易に移動できる環境の整備に向けて、バス車両の面から貢献できた。	今後も低床バス車両の購入費に対する補助を継続していく予定。
104	交通局 整備課・輸送課			バスのバリアフリー化の推進	ノンステップバスの導入やバス停留所への上屋・ベンチの設置等によりバリアフリー化を推進する。	・ノンステップバスの導入:27台 ・電照式標識設置:4基 ・上屋、ベンチ設置:13棟(内ベンチ付き12棟、広告付上屋10棟) 高齢化社会に向けバリアフリー等の推進策としてノンステップバスの導入及び、乗車人数、夜間の運行便数を勘案して、バス停留所の電照式標識や上屋の設置(更新を含む。)を行った。 なお、上記内 ※宮城県バス事業振興補助金:電照式標識4基、上屋2棟(内ベンチ付き1棟) ※宝くじ事業:上屋1棟(ベンチ付)	・ノンステップバスの導入:31台 ・電照式標識設置:4基 ・上屋、ベンチ設置:9棟(うちベンチ付8棟、広告付上屋5棟) 高齢化社会に向けバリアフリー等の推進策としてノンステップバスの導入及び、乗車人数、夜間の運行便数を勘案して、バス停留所の電照式標識や上屋の設置(更新を含む。)を行った。 なお、上記内 ※宮城県バス事業振興補助金:電照式標識4基 ※宝くじ事業:上屋1棟 ※広告付上屋設置に伴う移設3棟	○バス車両 ・ノンステップバスの導入:33両 ○バス停留所 ・電照式標識を設置:1箇所 ・上屋、ベンチを設置:9箇所	仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき実施したことにより、「容易に移動できる環境の整備」に関し、着実に推進している。	現在の第2期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画(前期)の計画期間が27年度末までとなっているため、前期の実績や課題を踏まえ、28年度から32年度までを計画期間とする後期計画を27年度中に定める予定にしている。 また、策定された計画に基づき、引き続き「バスのバリアフリー化」の実施・推進を行っていく。
105	都市整備局 公共交通推進課			交通施設バリアフリー化設備整備への補助	鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に対して、事業費の一部を補助する。	仙石線中野栄駅のバリアフリー化設備整備事業の設計費の一部を補助した。		仙石線中野栄駅のバリアフリー化設備整備事業を補助対象として、事業費の一部を補助した。	鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業の事業費を補助することにより、容易に移動できる環境の整備に向けて、鉄道駅施設の面から貢献できた。	今後も鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に対する補助を継続していく予定。
106	交通局 営業課			地下鉄のバリアフリー化の推進	車両への車いすスペースの設置や案内表示装置の設置を行うことに加え、駅の階段における段差の明瞭化や触知案内図、音声・音響案内設備の設置などによりバリアフリー化を推進する。	・地下鉄車両1編成に、「車いすスペース」・「車内案内表示装置」等を設置した。 ・仙台駅に「触知案内図」・「音声・音響案内設備」を設置した等。	・地下鉄車両1編成に、「車いすスペース」・「車内案内表示装置」等を設置した。 ・勾当台公園駅、長町南駅に「触知案内図」・「音声・音響案内設備」を設置したほか、仙台駅の階段における段差の明瞭化を一部実施した。等	・自動改札機に車いすの方がそのまま通ることができる拡幅改札口を設置。 ・仙台駅及び長町一丁目駅の階段における段差の明瞭化を実施。等	仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき計画どおり実施したことにより、「容易に移動できる環境整備」に関し、着実に推進している。	現在の第2期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画(前期)の計画期間が27年度末までとなっているため、前期の実績や課題を踏まえ、28年度から32年度までを計画期間とする後期計画を27年度中に定める予定にしている。 また、策定された計画に基づき、引き続き「地下鉄のバリアフリー化」の実施・推進を行っていく。
107	障害者支援課			外出支援等のサービス提供	視覚障害により移動が非常に難しい方に、必要な情報の提供や援護等の外出支援を行う同行援護や、自己判断能力が制限されている方の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う行動援護の障害福祉サービスの提供を推進する。【5(1)②参照】	・同行援護 延べ利用者数:1,099人 ・行動援護 延べ利用者数:184人	・同行援護 延べ利用者数:2,586人 ・行動援護 延べ利用者数:151人	・同行援護 延べ利用者数:2,333人 ・行動援護 延べ利用者数:123人	同行援護について、平成25年4月よりガイドヘルパー派遣事業を利用していた方は、原則同行援護に移行していただいたため利用増となったが、平成26年度は安定して事業を実施し外出支援に資することができた。行動援護については、「区分3以上」等利用の要件があり、対象者の状況により利用者数は変動があるが、障害特性に応じた支援ができたと考えられる。	外出に支援を要する方が社会参加等を積極的に進めるよう、今後も制度の周知に努める。
108	障害企画課		★	リフト付自動車運行への助成	一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の社会参加を促進するため、福祉有償運送実施団体へ経費の一部を助成する。	・助成対象団体:3団体 ・利用会員数:355人 ・利用回数:3,908回	・助成対象団体:3団体 ・利用会員数:332人 ・利用回数:4,087回	・助成対象団体:3団体 ・利用会員数:335人 ・利用回数:3,350回	福祉有償運送実施団体への支援を行うことにより、一般の交通手段の利用が困難な、障害のある方の外出や社会参加の促進が図られ、容易に移動ができる環境の整備につながっている。	長期的な事業継続のため、随時、対象となる団体の運営状況の分析等を行っていく。

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
109	障害者支援課		★	ガイドヘルパーの派遣	全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合などの付添を行う。	利用登録者数:338人 (視覚266人, 全身性72人) 派遣件数:4,527回 (視覚3,993人, 全身性534人)	利用登録者数:59人 派遣件数:500回	・利用登録者数:63人 ・派遣件数:402回	全身性障害者の外出及び社会参加の促進に寄与し、容易に移動できるよう支援することができた。 視覚障害のある方については、同行支援に切り替えをさせていただいていることもあり今後も利用者や派遣件数等は減となることが予想される。	地域生活支援事業の移動支援等とのバランスを考えつつ、事業内容の検討を進める。
110	障害企画課		★	障害のある方への交通費等の助成	障害のある方の社会参加の推進のため、対象者にふれあい乗車証(市営地下鉄・バス、宮城交通の無料乗車証)・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し、移動に要する費用の一部を助成する。	・ふれあい乗車証 交付人数:12,045人 ・福祉タクシー利用券 交付人数:9,916人 ・自家用自動車燃料費助成券 交付人数:5,735人	・ふれあい乗車証 交付人数:13,849人 ・福祉タクシー利用券 交付人数:10,771人 ・自家用自動車燃料費助成券 交付人数:6,424人	・ふれあい乗車証 交付人数:14,768人 ・福祉タクシー利用券 交付人数:10,695人 ・自家用自動車燃料費助成券 交付人数:6,667人	各々の障害の状況に合った助成内容を選択し、多くの障害のある方が制度を活用し交通機関等を利用して、社会参加活動の促進が実現されている。	助成額は年々増加しており、制度の持続可能性が課題となっており、事業のあり方について検証を行っている。 平成28年2月からふれあい乗車証をICカード化することにより利便性が向上し、さらなる社会参加の促進が期待される。
111	障害企画課			自動車運転免許取得への助成・自動車改造への助成	障害のある方の社会参加の推進のため、自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害のある方の自動車改造に要する費用の一部を助成する。	・自動車運転免許助成:28件 ・自動車改造助成:42件	・自動車運転免許助成:43件 ・自動車改造助成:32件	・自動車運転免許助成:39件 ・自動車改造助成:42件	年々増加傾向にあり、障害のある方の自動車を利用しての移動支援が促進されている。	障害のある方の社会参加促進のため、今後も引き続き実施していく。
③ コミュニケーション支援の充実						視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達に困難を生じる方について、手話、要約筆記、点字のほか、ICT等を活用し、情報のバリアフリー化、コミュニケーション手段の充実を図っていく。				
112	障害企画課			コミュニケーションの支援	・手話通訳相談員設置…市役所・各区役所に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある方への各種通訳や相談等に応じる。 ・奉仕員養成研修…各種奉仕員等の養成講座を開講し(手話奉仕員・通訳者、要約筆記、点訳、朗読)、修了後同意書の提出があった方へ奉仕員証を発行する。 ・手話奉仕員等派遣…聴覚障害のある方等の必要に応じ、手話奉仕員・通訳者、要約筆記者を派遣する。	○手話通訳相談員 ・市役所・各区役所等7ヶ所に配置。 ○各種奉仕員養成研修修了人数 ・手話Ⅰ・Ⅱ:32人 ・要約筆記:13人 ・点訳:7人 ・朗読:7人 ○手話奉仕員等派遣者数 ・手話Ⅰ・Ⅱ:966人 ・要約筆記:123人	○手話通訳相談員 ・市役所・各区役所等7ヶ所に配置。 ○各種奉仕員養成研修修了人数 ・手話Ⅰ(入門):19人 ・手話Ⅰ(基礎):17人 ・手話Ⅱ:7人 ・点訳:9人 ・朗読:7人 ○手話奉仕員等派遣者数 ・手話Ⅰ・Ⅱ:933人 ・要約筆記:123人	○手話通訳相談員 ・市役所・各区役所等7ヶ所に配置。 ○各種奉仕員養成研修修了人数 ・手話奉仕員(入門):18人 ・手話奉仕員(基礎):16人 ・手話通訳者:5人 ・点訳:9人 ・朗読:2人 ○手話奉仕員等派遣者数 ・手話奉仕員・通訳者:1,044人 ・要約筆記:110人	奉仕員養成研修や派遣など、ほぼ例年通りの実績であり、視覚や聴覚等に障害のある方へのコミュニケーション支援を行うことができた。	奉仕員への関心を高めるとともに講座の周知を行い、受講者増加につながる取り組みを検討していくとともに、派遣については、より利用者のニーズに応じた派遣ができる体制の確保を図っていく。
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化										
① 災害に備えた対策の推進						災害発生時に自らの命を守る対策や災害に備えた食料等の備蓄を促すほか、障害特性から必要となる物資等の準備の必要性について啓発するとともに、地域や関係機関等の連携・協力による支え合い活動を通して、災害対策を推進する。				
113	消防局総務課(予防課)			視覚障害のある方に対する防火防災等災害対策広報用音声メディア(テープ・CD)の配布	年1回防火防災等災害対策広報用音声メディア(テープ・CD)を作成し、訪問防火指導時に配布する。	視覚障害のある方を対象に、音声による防火広報を行った。 ・テープ70本、CD80本の計150本を作成配布。 ・視覚障害者27世帯に対しては予防課員が訪問防火指導時に渡し、他123本については視覚障害者協会から対象世帯への配布を依頼した。	視覚障害のある方を対象に、音声による防火広報を行った。 ・テープ70本、CD80本の計150本を作成配布。 ・視覚障害者19世帯に対しては予防課員が訪問防火指導時に渡し、他131本については視覚障害者協会から対象世帯への配布を依頼した。	視覚障害のある方を対象に、音声による防火広報を行った。 ・テープ80本、CD70本の計150本を作成配布。 ・視覚障害者22世帯に対しては予防課員が訪問防火指導時に渡し、他128本については視覚障害者協会から対象世帯への配布を依頼した。	防火防災等災害対策広報用音声メディア(テープ・CD)の内容については、防火・防災パンフレットに沿ったものとなっている。視覚障害者に分かりやすく広報するためにテープ・CDを作成・配布することにより、防火防災普及啓発の向上と理解を図ることができた。	引き続き視覚障害のある方へテープ・CDによる防火広報や情報提供を実施する。今後は、消防の業務内容を紹介するなど消防をより身近に感じてもらうための録音図書の作成などを検討していく。
114	健康福祉局社会課	◎		災害時要援護者情報登録制度	本人からの申し出により災害時要援護者として登録した方に関する情報を町内会や民生委員等に提供することにより、地域における取り組みを推進する。	・災害時要援護者情報登録制度の要綱を制定し、平成24年6月中旬から行われた在宅高齢者世帯調査において、民生委員から登録が必要と思われる方へ、リーフレット、申請用紙、返信用封筒を配布して登録の推奨を行った。 ・地域包括支援センターや障害者団体や障害者施設に対し、会議等の機会をとらえて、制度の周知、リーフレット・申請用紙を送付している。 ・リストは平成24年12月、平成25年1月、3月に単位町内会、民生委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会へ配布している。	・地域での取り組みの参考にしていただくため、「災害時要援護者支援の進め方」や「障害のある方への接し方」、「地域の取組事例」を記した資料集を消防局と共同で作成し、地域団体等へ平成25年6月以降に順次配布した。また、地域の方から個人情報の取り扱いについての問い合わせが多いため、個人情報の取り扱い方を簡単にまとめた「災害時要援護者登録情報リスト取り扱いのポイント」を作成し、3月に出力したリストと一緒に送付し、周知を図ったところである。 ・地域からの改善要望を踏まえ、リストの登録者等の表示内容(字の大きさ、氏名のフリガナ、年齢等)の見直しを行った。 ・昨年に引き続き平成25年6月から行われた在宅高齢者世帯調査において、民生委員児童委員の協力をいただきながら、登録が必要と思われる方へ登録の勧奨を行った。 ・「要介護者等調査(介護保険事業計画策定基礎資料)」を活用して要援護者側の視点による地域の取り組み状況の調査を実施した。	・町内会をはじめとする地域団体等へ年4回(6月・9月・12月・3月)災害時要援護者リストを配布 ・地域向け資料の増刷・配布を行ったほか、地域団体等の会議や地域懇談会等で説明を行うなど、地域への制度周知や取り組み支援を行った。 ・在宅高齢者世帯調査、各種福祉サービス手続き(障害者ふれあい乗車証交付及び障害者福祉タクシー利用助成、障害者自家用車燃料費助成などの案内)に合わせて、必要な方への登録勧奨を行った。 平成26年度末時点の登録者数:14,200人 リスト提供先町内会数:1,219団体	・75歳以上高齢者については、平成25年度に引き続き在宅世帯調査に併せて登録勧奨を実施することで登録が進んでいると考えられる。74歳以下の障害者についても、各種福祉サービス手続きに合わせて窓口での勧奨を行うなど、制度周知に努めた。 ・全町内会の9割がリストを受領しており、徐々にではあるが地域において支援体制づくりが進められてきている。	・リストを受領していない町内会や、支援体制づくりが進んでいない地域も見受けられることから、より分かりやすい地域向け手引きを作成するなど、地域の取り組みを支援していく。 ・引き続き必要な方への登録勧奨や制度周知に努める。 ・災害対策基本法改正により災害時要援護者の名簿作成が法定化されたことを踏まえ、住民登録情報に基づく正確な要援護者の情報を把握し、地域へ提供するためのシステム改修や制度の見直しを行っていく。

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
② 災害時の支援体制の整備					支援を要する障害のある方とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、安否確認、避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進める。						
115	健康福祉局 総務課	◎		福祉避難所の拡充・機能強化	施設との協定の締結を図り、介護など個々の対応が必要で、指定避難所での対応が困難な方の避難所である福祉避難所を増やすとともに、資機材や備蓄物資の充実を図る。	○食料・飲料水の備蓄及び自家発電設備の設置 ・指定管理施設について、段階的に備蓄倉庫及び非常用発電装置を設置した。 ・民間施設について、毛布の配布を行うとともに、非常用発電機の購入補助及び食料・飲料水の備蓄補助を実施した。 (非常用発電10施設、食料・飲料水24施設) ・消防局において、段階的に防災無線を設置した。 ○障害者施設及び介護老人保健施設との協定締結 ・東日本大震災において対応が不十分であった知的・精神障害者の避難先の確保については、指定避難所における教室を利用した福祉避難室を第一としたうえで、重度の障害者等を収容する福祉避難所として、新たに障害者施設6施設(合計10施設)を指定し平成24年11月1日に協定を締結した。 ・医療的ケアが必要な要介護高齢者の避難先を確保するため、既に協定締結している老人福祉施設等65施設からの拡充に向けて、施設等への働きかけを行った。 ・その他、宮城県の障害者施設の福祉避難所としての活用や、特別支援学校、視覚支援学校等の役割について宮城県、教育局等と調整を継続して行った。 ○マニュアルの改訂 東日本大震災の対応を踏まえ、福祉避難所開設・運営マニュアルの改訂を行った。	・新たに障害者支援施設2施設(合計12施設)、介護老人保健施設等24施設(合計89施設)と協定を締結するとともに、必要な物資等の備蓄や福祉避難所への防災行政用無線の設置を行った。 ・また、東日本大震災における課題であった福祉避難所開設時のマンパワー不足に対応するため、訪問介護事業所74ヶ所と介護員派遣に関する協力協定を新たに締結した。	・食糧・飲料水の備蓄:6施設 ・防災行政用無線の設置:3施設 ・協定締結施設:5施設 ・福祉避難所への介護員派遣マニュアルの策定	・障害者支援施設や介護老人保健施設などの社会福祉施設と、福祉避難所としての協定を締結する数を増やし、福祉避難所を円滑に運営するための環境整備を推進することができた。 ・必要な物資等の備蓄や防災行政用無線の設置など、福祉避難所としての機能拡充をすることができた。	・大規模災害時には、人員を派遣できるよう環境を整えているが、人員を確保することが困難な場合も想定されることから、本市からの人員支援が得られない場合であっても、福祉避難所を開設できる人員確保策を、施設運営団体や各運営法人内において検討してもらう必要がある。 ・障害者の避難先の確保に向けて障害者支援施設等との協定締結を進めていく必要がある。	
116	危機管理室 防災計画課	◎		地域での災害時要援護者支援体制の整備促進	「災害時要援護者避難支援プラン」の策定により、災害時に援護を要する方々が安心して避難できるよう、地域での支え合いによる取り組みを促進する。	地域の支援体制の整備促進に向けて、プランの全体計画と概要版のリーフレットを作成し、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等に対し説明会を実施した。	地域での災害時要援護支援の取組が進むよう、具体的な進め方や障害者への接し方等を記載したパンフレット「災害時要援護者支援の進め方」を作成し、町内会等の関係機関に配布した。	・地域での取り組みを進めるための資料集「災害時要援護者支援の進め方」を研修会等にて配付 ・仙台市避難所運営マニュアルの地域説明等の中で、災害時要援護者支援について説明	・パンフレットは地域での説明会や研修会でも使っていたため、地域での要援護者の支援について関心が高まっているものと思われる。	・より実災害時の対応を考えた計画への見直しを検討する必要がある。 ・地域によって取り組み状況に差があるため、よりわかりやすい資料の作成についても検討が必要である。	
117	消防局 総務課(管理課)	◎		災害時における情報提供体制の整備促進	災害の発生時に障害のある方が迅速かつ正確に情報を把握できるよう、災害に関する情報をインターネットや電子メールなどで提供する。	・平成24年8月31日のフィリピン沖地震に係る津波注意報発令時に、市の都防災メール及びウェブにて注意喚起を行った。 ・日常、市内で発生する火災、救助、自然災害等で、消防車両が出場する災害等の情報、宮城県内で震度3が観測された場合の震度情報及び仙台市東部、仙台市西部に発表される気象警報についても情報提供を行った。	・平成25年10月26日の福島県沖の地震に係る津波注意報発令時に、市の都防災メール及びウェブにて注意喚起を行った。 ・日常、市内で発生する火災、救助、自然災害等で、消防車両が出場する災害等の情報、宮城県内で震度3が観測された場合の震度情報及び仙台市東部、仙台市西部に発表される気象警報についても情報提供を行った。	・平成26年4月3日及び7月12日の津波注意報発表時に、メール及びウェブにて注意喚起を行った。 ・日常、市内で発生する火災、救助、自然災害等で消防車両が出場する災害等の情報、宮城県で震度3以上が観測された場合の震度情報、仙台市東部及び仙台市西部に発表される気象警報等に関して情報提供を行った。	より多くの方に災害に関する情報を提供できるよう、今後もサービスの周知に努める。	近年、集中豪雨等による大規模な土砂災害や竜巻・突風による被害が全国各地で発生している。現在のシステムは、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報を掲載・配信していないことから、これらの情報を追加するためのシステム改修を行う。 また、より多くの方に災害に関する情報を提供できるよう、今後もサービスの周知に努める。	
118	障害企画課		★	障害者災害対策推進	災害時において障害者を支援する人的体制の整備促進のため、障害者に対する避難、誘導等に対応できるボランティアの養成・研修を行う。	○災害時における専門ボランティア養成研修会の開催 ・シンポジウム 参加者:19人 ・講演 参加者:23人 ○仙台市総合防災訓練への参加 参加者:6人	・災害時における専門ボランティア養成研修会の開催 参加者:23人 ・仙台市総合防災訓練への参加 参加者:4人	・災害時専門ボランティアの第3回国連防災世界会議パブリックフォーラムへの参加 参加者:42人 ・仙台市総合防災訓練への参加 参加者:4人	国連防災世界会議や総合防災訓練への参加により、災害時に専門ボランティアの意識の向上と迅速に機能するための体制づくりを進めることができた。	専門ボランティアが災害時により円滑に機能できるよう、登録者数増加に関する取組を検討する。	
③ 災害時におけるサービス提供体制の確保					障害者支援施設等における事業継続計画(BCP)の策定を促進し、災害時における障害者支援とサービスの提供の両立を図るとともに、被災してもいち早い事業再開が可能となる体制づくりを進める。						
119	障害企画課			事業継続計画(BCP)策定の普及・啓発	災害発生時に障害福祉関係事業者が、迅速に対応し、サービスの継続実施、またいち早くサービスを再開できるよう、事業継続計画(BCP)の策定について普及啓発する。	各事業へ災害発生時の対策マニュアル整備や災害訓練の実施等について指導を行った。	事業継続計画(BCP)の策定を促進する研修会を実施した。 ・BCP研修(平成26年2月28日(金)) 参加者:約250人 ※「仙台市障害福祉サービス事業者等集団指導」終了後に実施。	事業継続計画(BCP)の策定を促進する研修会を実施した。 ・BCP研修(平成26年8月25日(月)) 参加者:123人	BCPの策定に関する研修を実施により、事業者等が計画策定への意識を持つきっかけができた。	今後は実際の策定方法等に関する研修を行っていく必要がある。	

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
120	障害者支援課	◎		物資の備蓄や非常用発電設備の設置	障害者福祉センターに自家発電設備等を配置、支援物資を備蓄するなど、防災中核拠点として整備する。	宮城野障害者支援センターに災害備蓄物資の配布、災害備蓄倉庫の整備を行った。	・宮城野障害者福祉センター自家発電装置工事:23,451,750円 ・太白障害者福祉センター自家発電装置設計、工事:25,620,000円 ・太白障害者福祉センター防災備蓄倉庫・災害対応備品購入:1,204,770円	・若林障害者福祉センター自家発電装置設計・工事等:24,029,360円 ・若林障害者福祉センター防災備蓄倉庫・災害対応備品購入:1,417,432円	計画通り若林障害者福祉センターにも自家発電装置設置、防災備蓄倉庫購入等を実施することができ、障害者福祉センター4ヶ所中3ヶ所を整備したことにより、災害発生時における障害者の防災中核拠点機能の充実に図ることができた。	当初の計画通り、平成27年度中に泉障害者福祉センターの整備を遅滞なく実施する。
121	消防局総務課(管理課)			119番緊急通報の強化	聴覚・言語障害がある方による電子メールやFAXでの119番緊急通報の受付を行う。	・電子メール:0件 ・FAX:2件	・電子メール:0件 ・FAX:1件	平成26年度実績なし。	FAXでの119番緊急通報による間違い通報が数件あったが、特に問題なし。	現在まで課題なし。 今後も現状を維持していくものとする。
122	障害者支援課		★	重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害のある方に通報装置を貸与し、安全確保と不安解消を図る。	設置台数:52台(平成24年度末時点)	設置台数:52台(平成25年度末時点)	設置台数:52台(平成26年度末時点)	ひとり暮らしの在宅重度身体障害者に対し、仙台市消防局又は民間受信センターに通報できる機器を貸与し、緊急時の連絡手段を確保することにより、日常生活の安全の確保と不安の解消を図ることができた。	・ひとり暮らしの障害者が自宅での生活を安心して継続していけるよう、本制度の周知広報を通じ利用促進を図る。 ・平成27年度中に新方式に移行する予定。 ・旧方式は、協力員方式・民間受信センター方式の2方式で運用し、通報先が異なっていたが、委託先警備会社の変更により、新方式では、協力員方式(新規受付はH27年1月末終了)・警備員方式(旧民間受信センター方式)ともに通報先は警備会社となる。

4 就労や社会参加による生きがいづくり

(1) 多様な就労による生きがいづくり

① 多様な就労の場の創出				障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、多様な就労ニーズに対応し、障害特性・状態に応じた就労環境づくりを推進する。						
123	障害者支援課		★	施設等自主製品の販売促進	施設自主製品の販売促進を図る「障害者販売業務訓練等事業」を行う社会福祉法人に補助金を交付するほか、授産製品の販売促進と障害のある方の社会参加を図るため、区役所や市民広場等において展示販売会を開催する(ふれあい製品販売)。	○障害者販売業務訓練等事業 知的障害者の社会体験および就労訓練を目的とし、「ゆめの森」(エスパル仙台)、「はあと」(みやぎ生協セラビ幸町)の2店舗で実施。 ・訓練者数:6人 ・販売金額:5,467,294円 ○ふれあい製品フェア(市民広場) ・6回開催、延べ176施設参加 ○ふれあい製品展示販売会 ・延べ552日開催、延べ997施設参加	○障害者販売業務訓練等事業 ・訓練者数:14人 ・販売実績:6,180,162円 ○ふれあい製品フェア(市民広場) ・5回開催、延べ149施設参加 ○ふれあい製品販売会 ・延べ722日開催、延べ1,220施設参加	○障害者販売業務訓練等事業 ・訓練者数:6人 ・販売実績:6,086,243円 ○ふれあい製品フェア(市民広場) ・5回開催、延べ151施設参加 ○ふれあい製品販売会 ・延べ718日開催、延べ1,190施設参加	障害者の社会体験・就労訓練の場を確保するとともに、ふれあい製品の販売の場を確保した。訓練者数の実績は前年比8名、販売実績は前年比93,919円の減であった。	・事業開始当初と比較して、就労移行支援及び就労継続支援の事業所が市内に増加しており、障害者の就労訓練の場が充実してきている状況にある。 一方で、授産製品(ふれあい製品)の販売促進は、障害者の多様な就労環境の確保と経済的自立の促進を図る観点から重要である。 ・H27年度においては、ふれあい製品フェア参加事業所を中心としたフェア活性化検討会議を「福祉的就労ステップアップ事業」(事業No123)において実施する。
124	障害者支援課			障害者在宅就労の促進	障害のある方の在宅就労に関する総合的なサービス拠点として、バーチャル工房「せんだい庵」を設置し、知識や技術を習得するための講座の開催や企業からの受注促進の取組み等を実施する。	障害のある方のためのITによる在宅就労訓練講習会(デジタルデザイン) ・9講座、受講者数延べ51人	障害のある方のためのITによる在宅就労訓練講座 ・9講座、受講者数延べ29人	障害のある方のためのITによる在宅就労訓練講座 ・9講座、受講者数延べ29人	本事業と関連してせんだい庵が行っている受注業務の需要動向に応じて、適宜講座内容の見直しや組み換えを行っており、受講後の受注を視野に入れたスキルの習得が図られている。	本事業でスキルを身に着けた後は、せんだい庵を通じて受注した業務の対応に当たっていただくことになるが、就労・転居等の理由で業務対応に当たれる方が十分に増えていない状況がある。このため、新規受講者の開拓や受講後のサポートを行い、主力者の増加につなげるとともに、受注業務の拡大を図る。
125	障害企画課			知的障害者チャレンジオフィス	知的障害のある方を非常勤嘱託職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた適切な業務内容、業務量等の検討を行う。また、その取組の成果を企業に紹介することにより、知的障害のある方の雇用促進を図る。	・平成24年4月:4人採用 平成24年12月に1人、平成25年3月に1人、4月に1人が一般就労。 1人が農業委員会勤務。 ・平成24年10月:2人採用 農業委員会勤務。	・平成25年4月:3人採用 平成25年7月に1人、平成26年1月に1人、4月に1人が一般就労。 ・平成25年10月:3人採用 平成26年4月に1人が一般就労。 1人が農業委員会、1人が仙台市障害者総合支援センター勤務。 ・業務場所を2か所から3か所に拡大した。	・平成26年4月:3人採用 平成26年10月:3人採用 平成26年4月、7月、12月、平成27年1月にそれぞれ1人ずつ一般就労。	・一般就労に向け、知的障害者非常勤嘱託職員が様々な経験を積むことができた。 ・受け入れ先における職員への障害理解の促進にもつながった。	チャレンジオフィス職員には、知的障害に加え発達障害を重複する職員も増えてきており、今後は障害特性に応じた支援方法等をより一層検討していく必要がある。
126	人事委員会事務局任用課			身体障害のある方を対象とした仙台市職員採用選考	身体障害のある方の雇用促進を図ることを目的とした職員採用選考を実施する。	事務と学校事務の職種で選考を行った。 ・申込者数 事務:22人、学校事務:21人 ・受験者数 事務:22人、学校事務:21人 ・最終合格者数 事務:3人、学校事務:1人 ・平成24年度より、筆記困難である特定の障害の種類・等級の方を対象に、パソコンを利用した受験が可能となっている。	事務と学校事務の職種で選考を行った。 ・申込者数 事務:20人、学校事務:16人 ・受験者数 事務:17人、学校事務:15人 ・最終合格者数 事務:3人、学校事務:1人 ・平成25年度から、受験資格のうち自力通勤に係る部分を削除した。 ・受験資格のうち、年齢要件の緩和について任命権者ととも検討した(平成26年度から実施)	事務と学校事務の職種で選考を行った。 ・申込者数 事務:16人、学校事務:11人 ・受験者数 事務:14人、学校事務:10人 ・最終合格者数 事務:3人、学校事務:1人 ・平成26年度から、年齢要件の上限を引き上げた。	近年、受験者数が減少傾向にあるが、受験資格の変更により、より多くの方が受験しやすい環境の整備を進めることができた。	広報活動により広く周知する必要がある。受験資格変更の効果を踏まえ、さらに多くの方が受験しやすい環境を整備できるよう努めていく。

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	② 就労促進に向けた普及啓発					障害のある方の就労について企業や市民の関心を高めるため、様々な媒体を活用するとともに、様々な機会をとらえて広報を行い、さらなる普及啓発を図る。						
	127	障害者支援課			障害者雇用促進貢献企業の表彰	障害のある方を積極的に雇用し、働きやすい職場環境をつくる取組を行う事業者に対し、市長より感謝状を贈呈すると共に、その取組を広く事業者や市民に紹介し、障害のある方への理解の促進・雇用創出を図る。	応募総数:7件 ㈱クリーン&クリーン、㈱フジ・スタイリング、サンライズパッケージ㈱の3社を表彰した。	応募総数:4件 ㈱ビック・ママ、㈱やまや、Green-Room㈱の3社を表彰した。	応募総数:4件 ㈱万代、㈱リヴァイヴ、㈱コスモリオンサプライの3社を表彰した。	3事業所を表彰し、障害者雇用の実践例を広く、市民・企業等に紹介し、障害のある方の雇用について理解啓発が図られた。	法定雇用率の引き上げ等を背景とした障害者雇用についての企業の関心の高まりを踏まえ、感謝状の贈呈と合わせて行う企業の取組事例を紹介する雇用促進フォーラムについて、企業の参加割合を高め、より多くの企業に知ってもらう場とするため、経済団体を通じて広報する等、企業への周知方法について工夫を行う。	
	128	障害者支援課	◎		障害のある方の職業能力開発の促進	障害のある方の職業的自立を支援するため、福祉・教育・経済・労働等各分野が連携し、就労促進に向け、企業及び障害のある方のニーズや一人ひとりの態様に応じた職業訓練の推進を目的とした事業を実施する。	・障害者職業能力開発推進会議 1回開催 ・難病のある方の就労支援連絡会 3回開催 ・多様な働き方検討連絡会 3回開催 ・障害者職業能力開発セミナー 8回開催	・雇用促進セミナー 5回開催 ・難病のある方の就労支援連絡会 1回開催 ・雇用促進のためのホームページの運営	・雇用促進セミナー 5回開催 ・雇用促進のためのホームページの運営	障害者の雇用促進に向け、障害種別ごとのセミナーを開催する等、昨年度に引き続き、市民・企業等に対する理解啓発の強化を図った。	企業からの参加人数が増加傾向にあることから、本年度の状況を加味し、収容人数の面から会場の適宜見直しや、本市障害者就労支援センターと連携の上、雇用実績のある企業の見学会と組み合わせる等、ハード・ソフトの両面から充実を図っていく。	
	129	市民局 市民生活課			勤労者福祉ガイドブック等発行	勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを目的として発行しているガイドブック等に、障害のある方の雇用促進のための法律や制度、問い合わせ先を掲載し、制度利用の普及啓発を図る。	「勤労者福祉ガイドブック」800部、「はたらくみなさんのためのガイドブック」3,000部を発行。ハローワークや関係機関に配布を行った。	「働くみなさんのためのガイドブック」3,000部、「新仙台・仕事探しガイドMAP」5,000部を発行。ハローワークや関係機関に配布を行った。	・「働くみなさんのためのガイドブック」3,000部、「仙台・仕事探しガイドMAP」5,000部を発行。ハローワークや関係機関に配布を行った。 ・配布要望があった障害者就労支援センター等に配布を行った。	労働条件や支援体制の啓発活動を行った。	昨年度と同様、ガイドブック等発行を通して、労働条件や支援体制の啓発・広報を行っていく。	
	130	障害者支援課	◎		福祉的就労ステップアップ事業	授産製品の販売促進・販路拡大による福祉的就労の充実等をはかるため、授産製品・役務を一元的に紹介するホームページ等を活用した周知広報、施設職員が企画提案・営業を行うために必要なスキル向上のための研修等を実施	・就労継続支援B型事業所職員等を対象とした研修の実施（販売スキル研修、販売ツール作成研修、営業活動スキルアップ研修、ホームページサポート講座） ・飲食を扱う市内の事業所をピックアップしたチラシ「ふれあいランチなび」の作成 ・ホームページ「ありすと仙台」年間合計訪問者数:41,800人	・就労継続支援B型事業所職員等を対象とした研修の実施:4回(うち1回は見学会) ・専門学校生徒による販促ツールの提案等プロジェクト:4回 ・ホームページ「ありすと仙台」の運営及びリニューアル 訪問者数:81,083人	・就労継続支援B型事業所職員等を対象とした研修の実施:4回 ・企画力を生かした販売促進策として、専門家を招いての相談会等の実施:2回 ・ホームページ「ありすと仙台」の運営 訪問者数:72,701人(年間)	・製品力に注力した内容で全4回の研修会を開催したが、第2回及び第3回では実際の一般消費者(モニター)から意見を聞く場を設け、製品の改良点や開発のヒントを得てもらった。その結果、4回目の研修会では大幅な改善が見られた製品もあり、研修会開催の成果が表れたものと思われる。 ・相談会は様々な分野で活躍する専門家を一度に招いて開催したところであり、多角的な視点で製品力の向上が図られた。	・今後も、各事業所の売れるための製品づくりへの支援を行っていくが、主な販路の一つである「ふれあい製品フェア」が停滞気味であるため、今後は「ふれあい製品フェア」をいかにして盛り上げ、販路の拡大を図るかという視点でもって研修を実施していく。 ・ホームページ「ありすと仙台」も訪問者が伸び悩んでいるため、改めてまずはホームページの周知に取り組んでいく。	
	(2) 障害者就労支援体制の充実											
	① 就労支援ネットワークの推進					各支援機関のネットワークをととした総合的な支援を行うため、障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実を図る。						
	131	障害者支援課			障害者就労支援センター運営	障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、雇用促進及びその職業の安定を図る。	・支援対象者:662人(身体120人、知的174人、精神266人、その他102人) ・相談件数:13,292件 ・新規就労者数:54人	・支援対象者:595人(身体101人、知的158人、精神242人、その他94人) ・相談件数(延べ):10,793件 ・新規就労者数:34人	・支援対象者:497人(身体67人、知的152人、精神205人、その他73人) ・相談件数(延べ):12,839件 ・新規就労者数:23人	・相談については、企業からの既雇用者に関する相談が増加しており、これに伴い職場訪問の件数も伸びている。 ・企業と就労移行支援事業所とを結びつける交流会等の取り組みにおいて、職場開拓につなげることもできた。	法定雇用率の引き上げ等を背景とした障害者雇用についての企業の関心の高まりや、精神障害者の就職件数の増加傾向を踏まえ、企業の理解を高め、より効果的に障害者雇用に着目するための企業支援の充実や職場定着に向けた就労継続への支援の強化に取り組んでいく。	
	132	障害者支援課			就労支援連絡会議の開催	障害者就労支援センターにおいて、就労支援に携わる関係機関とともに、発達障害、高次脳機能障害、視覚障害のある方等の就労支援に関する連絡会議を開催する。	・就労移行支援事業所連絡会議 3回開催 ・就労先・実習先開拓担当者連絡会議 12回開催 ・ジョブコーチ連絡会議 3回開催 ・発達障害者就労支援連絡会議 3回開催 ・高次脳機能障害者就労支援連絡会議 3回開催 ・視覚障害者就労支援連絡会議 3回開催	・就労移行支援事業所連絡会議 12回開催 ・障害者就労支援連絡会議 5回開催	・就労移行支援事業所連絡会議 4回開催 ・障害者就労支援連絡会議 5回開催	就労移行支援事業所への支援を重点的にを行い、市全体の就労支援スキルの向上と連携体制の強化を進めた。	引き続き就労移行支援事業所等の支援スキルを高める取り組みや移行支援事業所と企業とを結びつける企画を推進していく。	

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
				② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備	障害のある方の多様な就労ニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、就労移行支援事業所等の支援者向けの体系的な研修システムを構築する。						
133	障害者支援課		★	精神障害のある方の社会適応訓練	協事業所(委託)において、精神障害のある方が一定期間生活指導や訓練を受けることにより、集中力、環境適応能力等を養い、社会復帰、経済活動への参加を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数:62事業所 訓練実施事業所:8事業所 訓練実施者:14人 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数:60事業所 訓練実施事業所:5事業所 訓練実施者:5人 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数:60事業所 訓練実施事業所:3事業所 訓練実施者:4人 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練利用者のニーズに即した訓練先事業所との適切なマッチングを行い、効果的な訓練を行った。 就労支援センターが本事業の窓口として関係機関との連絡調整等を行うことにより、支援力の向上に結びついた。 	平成24年4月1日に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、本事業に関する根拠規定が削除されている。このことは、近年、障害福祉サービス事業である就労移行支援事業の体制整備が図られるなどして、本事業とは別に就労支援や職業訓練が充実してきていることが背景にある。他都市では本事業を廃止している例もあるため、本市としても当該訓練制度のあり方について検討していく必要がある。	
134	障害者支援課			知的障害のある方の職場実習訓練	協事業所(委託)において、知的障害のある方が一定期間生活指導や技能習得訓練等を受けることにより、社会生活や就職に必要な能力と就職に必要な素地を身につけ、雇用の促進と職場における定着性を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数:38事業所 訓練実施事業所:5事業所 訓練実施者:5人 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数:38事業所 訓練実施事業所:2事業所 訓練実施者:2人 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数:39事業所 訓練実施事業所:0事業所 訓練実施者:0人 	26年度は訓練実施者は0人となったところであるが、登録事業所は1事業所増加した。障害者雇用促進法の改正等も踏まえ、企業側の本事業への理解は着実に広まっているところである。	知的障害者福祉法に根拠規定があるものの、精神障害者社会適応訓練同様、本事業とは別に就労支援や職業訓練の体制整備が図られていることもあり、本事業の必要性は薄れている。今後は、他都市の動向等注視しつつ、当該訓練制度のあり方について検討していく。	
135	障害者総合支援センター	◎		中途視覚障害者就労支援促進	中途視覚障害者支援センターにおける中途視覚障害者に対する就労支援強化のための支援員を増員	<ul style="list-style-type: none"> 相談事業実利用者数:計231人 内、新規利用者129人 延べ支援回数:2,512回 交流会事業 計13回実施 延べ参加人数:385人 このうち1回は、就労をテーマに開催し、就職や就労継続(復職)を希望している当事者等24人の参加があった。 グループ討議では、通所で視覚障害に特化した職業リハビリテーションが受けられる場の創出についての提起がなされた。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者実人員:18人 訓練延回数:189回 進路状況:就職4人、就労継続5人、他機関利用4人、求職中1人、休職中1人、訓練中止3人 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者実人員:19人 訓練延回数:213回 進路状況:就職2人、就労継続9人、他機関利用4人、求職中3人、休職中1人 	職業リハビリテーションによって、就労継続や新たに就職する等の一定の成果がみられている。	既存の就労支援機関との役割分担を明確化し、連携協働の強化を図る。	
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援											
				① スポーツ・レクリエーション活動の促進	スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障害のある方の生活・活動の幅を広げていく。						
136	障害企画課		★	多様に選択できるスポーツ活動の参加機会の拡大	障害のある方のスポーツの振興を目的に、スポーツ教室、大会を開催すると共に、大会派遣への支援等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ教室 21種目、22回開催、参加者数:872人 ○スポーツ大会 9種目、11大会開催、参加者数:1,380人 ○大会派遣:計9大会、派遣者数:189人 ・全国障害者スポーツ大会 79人派遣 ・全国障害者スポーツ大会ブロック 予選大会 80人派遣 ・その他大会 30人派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室 20種目、22回開催、参加者数:856人 ・スポーツ大会 11種目、11大会開催、参加者数:1,491人 ・全国障害者スポーツ大会 派遣者数60人 ・その他大会 8大会開催、8種目、派遣者数 121人 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室 20種目、22回開催、参加者数:1,145人 ・スポーツ大会 10種目、11大会開催、参加者数:1,497人 ・全国障害者スポーツ大会 派遣者数61人 ・その他大会 7大会開催、6種目、派遣者数96人 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室への参加者が大きく伸びており、障害のある方がスポーツの楽しさを実感し、体力の維持・増進を図る動きが広がってきている。 ・スポーツ大会の開催についても、互いに競い合う喜びを実感しながら、障害のない人にとっても障害に対する理解を深める交流する機会となっている。 	障害のある方だけでなく、多くの方々が障害に対する理解を深め、心のバリアフリーを具現化していくとともに、各事業内容に一層の工夫をして行く。	
137	障害企画課			各種レクリエーション活動の推進	障害のある方の社会参加促進や相互交流を図るため、各種レクリエーション教室を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション教室開催事業 ・身体 開催回数:3回、参加者数:209人 ・知的 開催回数:12回、参加者数:345人 ・精神 開催回数:4回、参加者数:347人 ・3障害 開催回数:3回、参加者数:120人 	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション教室開催事業 ・身体 開催回数:3回、参加者数:180人 ・知的 開催回数:12回、参加者数:358人 ・精神 開催回数:4回、参加者数:329人 ・3障害 開催回数:3回、参加者数:81人 	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション教室開催事業 ・身体 開催回数:2回、参加者数:263人 ・知的 開催回数:67回、参加者数:1,299人 ・精神 開催回数:4回、参加者数:295人 ・3障害 開催回数:3回、参加者数:103人 	各レクリエーション教室を通して、障害のある方の社会参加を推進するとともに、相互交流を図ることができた。	今後も、参加者のニーズを踏まえたレクリエーション教室を開催できるよう、プログラムや内容等を検討していく。	
138	障害企画課			障害のある方の生活訓練	身体障害のある方の健康管理や社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に、各種研修等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 生活訓練等事業 (合計利用者数 450人) ・視覚障害のある方の社会生活教室 8回開催、延べ参加者:68人 ・中途失聴・難聴の方の生活訓練 6回開催、延べ参加者:71人 ・聴覚障害のある方の社会生活教室 8回開催、延べ参加者:154人 ・障害者健康指導教室 16回開催、延べ参加者:157人 	<ul style="list-style-type: none"> 生活訓練等事業 (合計利用者数 396人) ・視覚障害のある方の社会生活教室 8回開催、延べ参加者:68人 ・中途失聴・難聴の方の生活訓練 6回開催、延べ参加者:61人 ・聴覚障害のある方の社会生活教室 8回開催、延べ参加者:171人 ・障害者健康指導教室 12回開催、延べ参加者:96人 	<ul style="list-style-type: none"> 生活訓練等事業 (合計利用者数 390人) ・視覚障害のある方の社会生活教室 8回開催、延べ参加者:81人 ・中途失聴・難聴の方の生活訓練 6回開催、延べ参加者:42人 ・聴覚障害のある方の社会生活教室 8回開催、延べ参加者:149人 ・障害者健康指導教室 16回開催、延べ参加者:118人 	各教室等を通して、障害のある方の日常生活能力の向上を図ることができた。	今後も、障害者が生活していく上で活動の幅をより広げられるよう、効果的なカリキュラムについて検討していく。	

方針

整理番号	H27担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
139	障害企画課			仙台市スポーツ施設使用料減免	障害のある方がスポーツ施設を利用する際の使用料を減免し、スポーツ、レクリエーション活動の機会を拡大する。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などを対象に、市営スポーツ施設の使用料の半額または全額減免を行った。 ・減免利用延人数:50,694人 団体利用数:42団体(34,829人) 個人利用者数:15,865人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などを対象に、市営スポーツ施設の使用料の半額または全額減免を行った。 ・減免利用延人数:102,159人 団体利用数:500団体(31,914人) 個人利用者数:70,245人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などを対象に、市営スポーツ施設の使用料の半額または全額減免を行った。 ・減免利用延人数:87,986人 団体利用数:558団体(28,435人) 個人利用者数:59,551人	スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大、および障害のある方の生活・活動の拡充につながった。	利用者の増加を図るため、更なる事業周知を検討していく。	
② 文化・芸術活動の促進					障害のある方が主体的に文化・芸術活動に取り組むことができるよう、文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援する。						
140	障害企画課			文化・芸術活動の振興	障害のある方の文化・芸術活動の振興を目的に「仙台市障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や障害のある方の芸術作品等の紹介や相互の交流を図る紙上交流誌「わか」の発行等を実施する。	障害者による書道・写真・絵画コンテストを開催し、入賞作品については全国コンテストに推薦するほか、「ウエルフェアアート展」として市内障害者福祉センター等に展示した。 ○障害者による書道・写真・絵画コンテスト ・応募作品数:書道の部 77点 写真の部 28点 絵画の部 44点 ○写真教室、スケッチ散策教室: 参加者95人 上記の「障害者による書道・写真・絵画コンテスト」への応募を目標とした教室 ○ウエルフェアアート展 平成24年9月30日から障害者週間の間、市内障害者福祉センター等で入賞作品の展示をした。 ○その他、絵を楽しむ教室や写真教室を開催したほか、紙上交流誌「わか」の発行を行った。 ・絵を楽しむ教室:参加者10人 ・写真教室:参加者15人 ・紙上交流誌「わか」:発行回数3回	障害者による書道・写真・絵画コンテストを開催し、入賞作品については全国コンテストに推薦するほか、「ウエルフェアアート展」として市内障害者福祉センター等に展示した。 ○障害者による書道・写真・絵画コンテスト ・応募作品数:書道の部87点 写真の部28点 絵画の部40点 ○ウエルフェアアート展 平成25年10月6日から障害者週間終了までの間、市内障害者福祉センター等で入賞作品の展示した。 ○紙上交流誌「わか」の発行を行った。 ・発行回数:3回	障害者による書道・写真・絵画コンテストを開催し、入賞作品については全国コンテストに推薦するほか、「ウエルフェアアート展」として市内障害者福祉センター等に展示した。 ・障害者による書道・写真・絵画コンテストの実施 ・ウエルフェアアート展 障害者週間の間、市内障害者福祉センター等で入賞作品の展示した。 ・紙上交流誌「わか」の発行を行った。 発行回数:3回	コンテスト入選作品の展示では観覧者から好評を得ており、障害者の活動成果発表の場を形成することで文化・芸術活動への参加意欲を高めることにつながっていると考えられる。	今後は、コンテストについて一層周知していくとともに、作品応募への意欲を高めるような芸術・文化活動に係る教室などの開催を検討していく。	
141	障害企画課		★	障害のある方の国際交流	障害のある方が海外の障害のある方と交流・親睦を深めることを目的に行われる事業について、補助金を交付する。	ロンドンパラリンピックの観覧参加と障害者施策および福祉のまちづくりの視察研修を実施。 ・イギリス・ロンドン市へ22人を派遣(平成24年9月4日～9月11日)	台南市体育総会身心障害運動委員会交流訪問団受入れを実施。 ・台南市体育総会身心障害運動委員会関係者19人を招待(平成25年12月19日～22日)	台南市体育総会身心障害運動委員会を訪問し、現地の福祉施策や福祉のまちづくりについての視察研修を実施。 ・台湾台南市へ17人を派遣(平成26年5月1日～4日)	台湾台南市を訪問し、現地の障害のある方々と障害者スポーツ体験や交流会等を通じて、情報交換や活動報告などを実施したことで、互いの親睦を深めたとともに、障害のある方の参加機会の拡大につながった。	今後も、より多くの障害のある方に興味を持って海外の障害のある方と交流していただけるように、事業の広報・周知を図っていく。	
142	障害企画課		★	各種障害者団体助成	障害児者の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発の促進のため、障害者福祉団体が行うイベント等の開催経費を助成する。	各種障害福祉団体助成事業 ・交付団体:3団体	各種障害福祉団体助成事業 ・交付団体:4団体	各種障害福祉団体助成事業 ・交付団体:4団体	障害児(者)が芸術・文化活動により発表を行うことで、社会参加の推進につなげることが出来た。また、障害の有無に関わらず多くの市民が参加しており、団体助成を通して、障害に対する市民理解の促進を図ることができた。	より多くの障害者団体による芸術・文化活動振興や障害理解促進イベント等が開催されるよう、効果的な事業展開について検討を進めていくとともに、助成金によらない団体の自立支援のあり方について検討していく。	
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援											
① 当事者活動の推進					障害のある方の自主的な活動を推進するため、自ら支え合うセルフヘルプグループや同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに励まし支え合うピアサポート活動等を支援する。						
143	障害者支援課			セルフヘルプグループ(障害のある方の自助グループ)の支援	セルフヘルプグループの立ち上げや運営に関する相談等、グループの育成への支援を実施する。	セルフヘルプ育成支援(通年) ・当事者活動団体:7団体	セルフヘルプ育成支援(通年) ・当事者活動団体:7団体	セルフヘルプ育成支援(通年) ・当事者活動団体:4団体	ピアカウンセリング集いの場などで交流した当事者が疾患特有の悩みを共有する場を求め、派生して疾患別の当事者団体を立ち上げている。それらの団体に対し、セルフヘルプ育成支援により運営面、資金面、広報活動等のサポートを行ったことで、活動の継続や発展に寄与できた。	社会の中で当事者が活動を続けることは、精神障害に対する誤解や偏見を取り除く活動としての役割を持つことから、今後はスピーチサーズビューロー活動(精神障害当事者による講演活動)との役割分担や技術交流などを積極的に進めていく。	

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	144	障害者支援課			ピアカウンセリング事業(精神障害のある方同士のカウンセリング)	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリングを学び実践する機会を提供する。 また、当事者活動のリーダーの育成を図る。	・ピアカウンセリング集いの場 年3回開催、参加延人数:47人 ・ピアトークショー 年1回開催、聴講者数:63人 シンポジウム「精神障がいって何だ?」	○ピアカウンセリングの集いの場(ピアカウンセリング講座):年間3回 ・第1回:語り合いのテーマ「こんな風に生きたい」(参加者数11名) ・第2回:語り合いのテーマ「これから挑戦してみたいこと」(参加者数12名) ・第3回:語り合いのテーマ「私にとっても『居心地の良さ』を考える」(参加者数11名) ○当事者活動・体験発表 「ピアトークショー」:年間1回 ○討論会「元気・回復・健康」について問う ○当事者団体5団体からの活動報告と表彰	・ピアカウンセリング集いの場 年3回開催、参加延人数:24人 ・ピアトークショー 年1回開催、聴講者数:43人 シンポジウム「ピアスタッフの可能性や魅力を語る」	・精神障害者同士の相互理解と相互連帯を推進するだけでなく、精神疾患の体験を通して支援者となる「ピアスタッフ」(ほかに、ピアカウンセラー、ピア相談員、ピアサポーターなどとも呼ばれる)に関心が集まっている。 ・ピアサポーターは社会的入院の解消に向けた取組みにおいては重要な役割を担うと言われており、全国的な関心を集めているが、本市においても同様であることが確かめられた。	・ピアサポーターの育成や雇用に関する検討及び事業化に取り組む。
	145	障害企画課			本人活動の支援	知的障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、自ら話し合い、計画したボランティア活動や交流会等活動を支援する。	本人活動支援事業 ・17回実施、延べ参加者数:435人、登録者数:49人	本人活動支援事業 ・16回実施、延べ参加者数:437人、登録者数:48人	本人活動支援事業 ・16回実施、延べ参加者数:437人、登録者数:48人	参加者自身が活動の企画段階から実施進行に至るまで携わる機会をさらに増やしたことで、本人がより意欲的に活動に取り組めるものとなった。	引き続き、知的障害のある参加者同士が相互理解を図りながら社会参加と自己実現できるように、本人主体の活動運営を支援していく。
② 社会的活動への参加促進		障害のある方の社会参加や自立を促進するため、ボランティアへの参加などの社会的活動への参加を促進する。									
	146	障害企画課			障害者ボランティア活動の支援	精神障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、精神障害のある方の社会復帰に関する活動についての情報提供及び障害のある方等に対するボランティア活動を支援する。	・精神保健福祉スキルアップ研修 4回、延べ参加者数91人 ・精神保健福祉ボランティア団体活動講座 2回、延べ参加者数33人	・精神保健福祉スキルアップ研修 4回、延べ参加者数120人 ・精神保健福祉ボランティア団体活動講座 2回、延べ参加者数16人	精神保健福祉に関する知識の普及啓発を目的に、市民を対象とした、精神保健福祉講演会等を開催し、市民ひとりひとりの精神的健康の保持増進を図るとともに精神障害者に対する偏見の是正に努めている。	・精神障害のある方自身がボランティア活動を体験することにより、地域の一員としての意識を持つことができ、社会参加を促進するものになった。 ・施設等の職員を対象としたスキルアップ研修を実施し、障害者の社会参加にとってより良い環境づくりに取り組むことができた。	今後は、施設職員等のスキルアップ研修講座の参加者を増やしていけるよう、より効果的な募集方法等を検討する。
	147	障害企画課			審議会等への障害のある方の参画推進	障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の委員として障害のある方を委嘱し、市政への参画を推進する。	障害のある方の委員数8人 ・障害者施策推進協議会 4委員/20委員 ・障害者自立支援協議会 1委員/15委員 ・精神保健福祉審議会 3委員/20委員	障害のある方の委員数8人 ・障害者施策推進協議会 4委員/20委員 ・障害者自立支援協議会 3委員/15委員 ・精神保健福祉審議会 3委員/20委員	障害のある方の委員数8人 ・障害者施策推進協議会 12委員/32委員 ・障害者自立支援協議会 4委員/15委員 ・精神保健福祉審議会 4委員/20委員	障害のある方が審議会等に委員として参加したことで、当事者のニーズを踏まえた審議が行われ、障害のある方の市政への参画推進につながった。	引き続き、審議会等への障害のある方の参画を推進するとともに、障害特性を踏まえた審議会の運営方法等を工夫し、より多様な障害種別の当事者委員の委嘱が可能となるよう検討していく。
	148	保護自立支援課			精神障害のある方の社会参加に関する個別支援プログラムの実施	生活保護を受給している在宅の精神障害のある方のうち、福祉事務所が選定した方について、生活の支援や社会参加に向けた支援を計画的に行う。	プログラムの枠組みにとらわれず、通常のケースワークにおいて個々の課題に応じた援助方針を樹立し、個別支援を実施した。	プログラムの枠組みにとらわれず、通常のケースワークにおいて個々の課題に応じた援助方針を樹立し、個別支援を実施した。	プログラムの枠組みにとらわれず、通常のケースワークにおいて個々の課題に応じた援助方針を樹立し、個別支援を実施した。	本プログラム策定の趣旨や目的に沿った個別支援は、各区保護課において十分に組み込まれている。	精神障害のある方が安心して生活することができ、社会参加が進むよう、地域の社会資源を活用しながら、関係機関と連携して支援していく。
5 サービスの充実と質の向上											
(1) サービスを選択できる環境の整備											
① 障害福祉サービス提供体制の整備		訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等について、障害のある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択し、利用できる基盤の整備を促進する。									
	149	障害者支援課			自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付事業(第3期障害福祉計画)	自宅等で受けられる訪問系サービス、障害福祉サービス事業所等へ通所する日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。	第3期仙台市障害福祉計画 平成24年度実績参照。	第3期仙台市障害福祉計画 平成25年度実績参照。	第3期仙台市障害福祉計画 平成26年度実績参照。	新規事業所の指定等により、障害のある方が利用できるサービスの供給量は全体的に増加した。	サービス間で供給量に不均衡があるため、周知広報等を通じ、より利用者のニーズに沿ったサービス供給を図る。 一方で、供給されるサービスの質の向上も必要であり、適切な事業者指導等を通じて全体的な底上げを図る。
	150	障害者支援課		★	重度重複障害者等受入運営費の補助	重度重複障害のある方等を受け入れている知的障害者通所施設に、支援員配置のための補助金を交付する。 (重度重複障害者1名につき月39千円の補助を実施。(人員配置体制加算I型を算定する場合は、20千円))	・市内・市外47施設、507人 ・214,918千円	・市内・市外42施設、514人 ・213,383千円	・市内・市外44施設、530人 ・220,810千円	重い障害のある方を受け入れており、手厚い支援体制を取っている事業所に対して補助金を交付することで、重い障害のある方の日中活動の場を提供することができた。	対象者の増加により予算増大は避けられない状況である。持続可能な制度とするため、国の制度設計や報酬改訂状況などを勘案しながら、対象事業の絞込みや補助基準額の細分化等、制度の見直しを検討していく。
	151	障害者総合支援センター			身体障害者(児)補装具費の支給	補装具の処方や適合判定を実施し、障害の状況に合った適正な補装具を支給する。	補装具判定件数:1,588件 ・視覚:2件 ・聴覚:292件 ・肢体不自由:1,290件 ・内部:4件	補装具判定件数:718件(実件数) ・視覚:1件 ・聴覚:199件 ・肢体不自由:513件 ・内部:1件 ・難病(身体障害者手帳なし):4件	補装具判定件数:982件(実件数) ・視覚:1件 ・聴覚:270件 ・肢体不自由:707件 ・難病(身体障害者手帳なし):4件	専門職による適正な補装具の判定が行われたことにより、身体機能を補完または代替するために必要な補装具を支給することができた。 医師の意見書等の改正により、より補装具についての必要性や処方の内容について詳細に記載することができるようになった。	引き続き適正な補装具の判定を実施するため、専門職において、より高度な技術の取得に努めていく。 ・支給後のフォローアップについて、本人、補装具製作事業者等との連携の検討をする。

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	152	障害者支援課			障害者小規模地域活動センター運営費の補助	障害のある方が通所し、創作活動や生産活動を通して、作業指導や生活指導、さらには社会参加訓練等の地域的な支援を行う施設に対して、運営費を補助する。	仙台市障害者小規模地域活動センター運営費補助金により、 ○心身 ・7事業所に対し、74,384千円 ・補助額75,378千円に対し、執行率98.7% ○精神 ・16事業所に対し、214,875千円 ・補助額216,400千円に対し、執行率99.3%	仙台市障害者小規模地域活動センター運営費補助金により、 ○心身 ・7事業所に対し、67,863千円 ・補助額68,798千円に対し、執行率98.6% ○精神 ・16事業所に対し、218,163千円 ・補助額219,784千円に対し、執行率99.3%	仙台市障害者小規模地域活動センター運営費補助金により、 ○心身 ・5事業所に対し、42,884千円 ・補助額42,884千円に対し、執行率100.0% ○精神 ・15事業所に対し、206,467千円 ・補助額209,582千円に対し、執行率98.5%	知的・身体障害者施設、精神障害者施設、計20施設に対して補助金を交付し、生産活動や社会参加訓練等を通して、障害のある方の日中活動のサポートに役立った。	給付費事業への移行が可能な施設については、事業の充実を図る観点から、積極的に移行を促しているが、取支的に事業継続が困難になると思われる施設が多い。今後も利用者確保の方策などを共に検討しながら、移行に向けた取り組みを継続する。	
	153	障害者支援課		★	障害福祉サービス事業所の整備	障害者とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、生活介護等のサービスを提供する施設を整備する社会福祉法人に対し、補助を行う。	泉区において整備を進めていた障害福祉サービス事業所「フォレストーナ仙台」(生活介護)が平成25年3月末に竣工した。	宮城野区で計画していた障害福祉サービス事業所(生活介護)の整備は若林区での整備に計画を変更し、事業を選定した。平成26年度末に事業完了予定。	若林区において整備を進めていた障害福祉サービス事業所「フォレストーナ若林」(生活介護)が平成27年3月に竣工した。	重い障害のある方の日中活動の場を拡充し、特別支援学校の卒業生の受入先の確保に向け、若林区での生活介護事業所の建築工事を完了し、平成27年4月の事業開始に向け、事業を進めることができた。	民間の施設整備状況を調査し、隔年で1箇所ずつ各区に事業誘導による生活介護事業所の施設整備を計画どおり進めることができた。提供する市有地の確保が難しい状況ではあるが、引き続き重い障害のある方の日中活動の場を拡充する必要があるため、今後も計画的な整備に努める。	
	154	北部発達相談支援センター	◎		要医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助	医療的ケアが必要な障害者が、住み慣れた地域で生活していくことができるようグループホームの運営費を補助する。			H26.10～事業開始 医療的ケアを必要とする重症心身障害者1名についてグループホームでの生活が確保された。 補助額 2,905,400円 内訳：看護師配置費 2,235,400円、 研修費 40,000円、 移行支援費 630,000円	医療的ケアを必要とする重症心身障害者対応のグループホームを1か所整備することで地域生活の拡がりを推進していくためのきっかけとなった。	・平成26年度事業実績からこれまでの取り組みをまとめ、必要な補助金の精査を行い、事業化へ向けた取り組みを進めていく。 ・第4期障害福祉計画内に1年に1か所程度対象施設を増やして行けるよう取り組む。	
② 地域生活を支える各種サービスの提供							相談支援事業、移動支援事業など障害者自立支援法の地域生活支援をはじめとした多様なサービスを提供し、一人ひとりに合ったきめ細やかなサービスの提供を図る。					
	155	障害者支援課			地域生活支援事業等各種事業(第3期障害福祉計画)	相談支援や円滑な外出のための移動支援をはじめ、一人ひとりに合った多様なサービスの提供を推進する。	第3期仙台市障害福祉計画 平成24年度実績参照。	第3期仙台市障害福祉計画 平成25年度実績参照。	第3期仙台市障害福祉計画 平成26年度実績参照。	・移動支援の利用者数は着実に増加している。 ・相談支援事業では、事業所への登録の有無に関わらず、支援できる体制を整えたことで、障害者への支援の糸口を拡大することができた。 ・障害者自立支援協議会にて、事業所運営の自己評価が行われ、そのプロセスを通して底上げをしていく動機の共有ができた。	・移動支援では、外出に支援を要する方が社会参加等を積極的にこなせるよう、今後も制度の周知に努める。 ・相談支援事業では障害や年齢を問わず幅広い相談内容に対応することが求められており、個別給付化された計画相談支援との整理を行い、業務内容の明確化、実施体制の見直しを行う。	
	156	障害者支援課			障害のある方への配食サービス事業	食事を用意することが困難な在宅のひとり暮らしの障害のある方に、最大1日1回、昼食又は夕食を定期的に届ける。	平成24年度末現在の利用者数：136人(参考 平成23年度末現在の利用者数：131人)	利用者数：135人(平成25年度末時点)	利用者数：133人(平成26年度末時点)	食事を用意することが困難な障害者の栄養状態を向上させ、地域において自立した生活を維持することに資することができた。	事業の周知広報を通じたサービスの利用促進に努める。	
	157	障害者支援課			障害者福祉センター運営管理	障害者福祉センターにおいて自立訓練や生活介護事業を多機能型で運営するとともに、講習会、会報発行、貸館等を実施する。 また、災害時には福祉避難所の開設運営を担うことから、福祉避難所の体制づくり、定期的に避難訓練を行なう。 さらに、障害者福祉の地域拠点機能を担う。	・自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業、生活介護事業の実施 ・貸館事業、各種講習会・イベントの開催	・自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業、生活介護事業の実施 ・貸館事業、各種講習会・イベントの開催 ・福祉避難所の体制づくり	・自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業、生活介護事業の実施 ・貸館事業、各種講習会・イベントの開催 ・福祉避難所の体制づくり	自立訓練や生活介護事業といった障害福祉サービスの提供のみならず、キャップハンディ体験やロビーコンサート等、各種講習会やイベントの開催を通じて、障害者福祉の普及啓発にも取り組むなど、地域の障害者福祉の拠点施設としての役割を果たした。	より快適なサービス利用を目指し、接遇面の更なる向上やわかりやすい情報提供に取り組むとともに、必要に応じて地域に出向いた講習会を開催するなど、地域とのつながりをより強いものとするための取り組みを推進する。	
	158	障害企画課			高額障害福祉サービス等給付費の給付	障害福祉サービス、補装具、介護保険、児童福祉法に基づく給付の自己負担額が基準額を超える場合に当該額を償還する。	・件数：757件 ・支給額：2,980千円	・件数：620件 ・支給額：2,297千円	・件数：976件 ・支給額：3,491千円	各制度を併せて利用している障害者や、複数の利用者がある世帯等について、経済的負担が軽減されることにより、必要なサービスを活用した支援が実現できている。	支給については該当者からの申請によるため、引き続き対象者の把握および申請勧奨による案内を行う。	
	159	環境局 廃棄物管理課			一般廃棄物処理手数料の減免(ストマ装具・紙おむつ等支給者への家庭ごみ指定袋の配付)	在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を支給されている方に減免相当分として家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚を配付する。	・在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具及び紙おむつ等の支給を受ける方(18歳未満の方)についてはその保護者を対象としている。 ・申請に基づき、1,331人の方に家庭ごみ指定袋を配付した。	・在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具または紙おむつ等の支給を受ける方(18歳未満の方)についてはその保護者を対象としている。 ・申請に基づき、1,337人の方に家庭ごみ指定袋を配付した。	・在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具または紙おむつ等の支給を受ける方(18歳未満の方)についてはその保護者を対象としている。 ・申請に基づき、1,432人の方に家庭ごみ指定袋を配付した。	申請後概ね1ヶ月程度で発送できており、ごみ袋有料化に伴う費用負担を軽減することに貢献できた。	これまでと同様に障害企画課・各区障害高齢課と協力し、制度の周知を行うとともに、申請後1ヶ月程度で指定袋を発送できるように事業を進めていく。	
③ サービスの質の維持向上を図る指導							障害のある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への指導等を行う。					
	160	障害者支援課			苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知	施設等において障害のある方に対する権利侵害がおきかないよう、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知を行う。	施設利用者から個別の相談があった場合に、制度の紹介、利用の促進を図った。	事業所における苦情解決体制の運営状況について照会を行うことにより、苦情解決体制の制度周知及び苦情解決の状況について報告を求めるとともに、実地指導の際には、制度の運用状況についての確認を行った。	全ての事業所に苦情解決体制の運営状況について照会をすることにより、苦情解決体制の制度周知と運営状況の確認を行うとともに、実地検査の際には、制度の運用状況についての確認を行った。	事業所に対する実地指導においても、苦情の受付及び解決に取り組む状況が確認できたことから、サービスの質の維持向上につなげることができた。	今後も集団指導、実地指導などの場において、事業所に対して苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知徹底に努めていく。	

方針	整理番号	H27担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	161	障害者支援課			指導監査の推進	本市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上等を図る。	一般監査実施数(障害者(児)施設及び実施機関) ・障害者支援施設:8 ・児童施設:3 ・地域活動支援センター:14 ・相談支援事業所:16 ・福祉ホーム:2 ・実施機関:1	○実地指導・監査 ・障害者支援施設:7箇所 ・児童発達支援センター・医療型障害児入所施設:3箇所 ・地域活動支援センター・地域活動推進センター:12箇所 ・障害者相談支援事業所:16箇所 ・障害福祉サービス事業所:83箇所 ○集団指導 ・平成26年2月28日開催:253事業所	○実地指導・監査 ・障害者支援施設:7箇所 ・児童発達支援センター・医療型障害児入所施設:3箇所 ・地域活動支援センター・地域活動推進センター・福祉ホーム:15箇所 ・障害者相談支援事業所:35箇所 ・障害福祉サービス事業所:110箇所 ○集団指導 ・平成27年3月12日開催:219事業所	人員、設備、運営及び報酬請求の基準に基づき指導・監査を行い、障害福祉施設の適切な事業運営に向けて、改善を促すことができた。	障害福祉サービスの質の確保・向上及び自立支援給付の適正化を図るため、引き続き実地検査を中心とした指導・監査に努めていく。
(2) 人材の育成・確保											
① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実					行政、各団体など多様な主体による専門分野に関する研修会などを活用し、障害に関する専門性を備えた人材の育成を図る。						
	162	障害企画課、障害者支援課、障害者総合支援センター、北部・南部発達相談支援センター、精神保健福祉総合センター			各種研修等の実施	4つの専門相談機関や相談支援事業所、就労支援センター等関係機関との連携による研修や調査、研究を実施する。	区役所・総合支所、専門的な相談機関、相談支援事業所、障害者福祉センター等の職員を対象に障害者ケアマネジメント研修を実施した。 ・障害者保健福祉新任職員研修 2回、計78人参加 ・障害者ケアマネジメント研修 5回、計257人参加	1) 障害者保健福祉新任職員研修 2回、計88人参加 2) 障害福祉サービス事業所向けBCP研修 1回、約250人参加 (再掲:整理番号112) 3) 「福祉的就労ステップアップ事業」による研修会他 8回(研修会3回、見学会1回、ワークショップ4回)、70人参加 4) ケアホームとグループホームの一元化に関する説明会 1回、63人参加 5) ケアマネジメント従事者研修 4回、計122人参加(再掲:整理番号27) 6) 呼吸リハビリテーション支援者研修会 67人参加(再掲:整理番号55) 7) 重度障害者コミュニケーションスキルアップ研修会 28人参加 (再掲:整理番号56) 8) 高次脳機能障害のリハビリテーション 1回、45人参加(再掲:整理番号59) 9) テクノエイド推進事業障害福祉セミナー 4回、66人参加(再掲:整理番号57) 10) アーチル新任研修 2回、延べ約70人参加 11) アーチル発達障害基礎講座 3回、計577人参加 12) アーチル発達障害特別講座 2回、計230人参加 13) アーチル療育セミナー 1回、計175人参加 14) 成人施設中堅者研修 4回、延べ124人参加 15) 行動障害研修 6回、延べ230人参加(第二自閉症児者相談センターなないろとの共催) 16) 共催セミナー 1回、46人参加(学びの連携推進室との共催) 17) 精神保健福祉初任者研修 1回、51人参加 18) 精神保健福祉実践講座 1回、17人参加 19) アルコール問題研修講座 1回、37人参加 20) 自殺予防研修会(ゲートキーパー研修) 9回、計552人参加 21) 思春期問題研修講座 1回、16人参加	1) 障害者保健福祉新任職員研修会 2回開催、計69人参加 2) 障害福祉サービス事業所向けBCP研修 1回開催、123人参加 (再掲:整理番号112) 3) 「福祉的就労ステップアップ事業」による研修会 4回開催、46人参加 (再掲:整理番号123) 4) 障害者ケアマネジメント従事者養成研修 5回開催、137人参加 (再掲:整理番号27) 5) 高次脳機能障害支援者研修 2回開催、計110人参加 (再掲:整理番号59) 6) 呼吸リハビリテーション支援者研修会 1回開催、55人参加 (再掲:整理番号55) 7) 重度障害者コミュニケーション支援事業支援者養成研修 1回開催、8人参加 (再掲:整理番号56) 8) 福祉用具専門研修会 2回開催、59人参加 (再掲:整理番号57) 9) アーチル新任研修 2回開催、計60人参加 10) アーチル発達障害基礎講座(共通)322人参加、(乳幼児)3回開催、計107人参加、(成人)75人参加 11) アーチル発達障害特別講座 1回開催、81人参加 12) 成人施設中堅者研修 4回開催、計140人参加 13) 行動障害研修 5回開催、計191人参加(第二自閉症児者相談センターなないろとの共催) 14) 共催セミナー 1回開催、43人参加(学びの連携推進室との共催) 15) 精神保健福祉初任者研修 1回開催、76人参加 16) 精神保健福祉実践講座 1回開催、37人参加 17) アルコール問題研修講座 1回、66人参加 18) 自殺予防研修会(ゲートキーパー研修) 8回開催、426人参加 19) 思春期問題研修講座 1回、36人参加	障害福祉や保育所・幼稚園に従事する市職員をはじめ、障害福祉センターや各種事業所の職員や支援者等を対象に研修会などを実施したことで、参加者の知識の向上とともに専門性を備えた人材育成につながった。	複雑化・多様化する障害者支援に適切に対応できる高い専門性を備えた職員等を育成していくため、研修会等の内容の充実を図っていく。

方針	整理番号	H27 担当課	重点プロジェクト (◎)	モニタリング 対象市 単独事業 (★)	事業名	事業概要	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成26年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
							② ボランティアなど地域で支える担い手の確保				
	163	社会課			仙台市ボランティアセンターによる各種専門研修等	<p>ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティア要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。</p> <p>また、キャップハンディ体験(障害者理解)のための教材の貸し出しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域のボランティア育成講座(各区社協毎実施) 429人参加 キャップハンディ体験学習指導員・講師派遣 62回派遣, 5,624人参加 夏のボランティア体験会 382人参加 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のボランティア育成講座(各区社協毎実施) 444人参加 キャップハンディ体験学習指導員・講師派遣 61回派遣, 4,723人参加 夏のボランティア体験会 447人参加 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のボランティア育成講座(各区社協毎実施) 337人参加 キャップハンディ体験学習指導員・講師派遣 48回派遣, 4,423人参加 夏のボランティア体験会 426人参加 	<p>ボランティアの育成、地域の人材発掘について、各種講座に約5,200人の参加があり、ボランティアへの関心を高めることに一定の効果があったものと考えられる。</p>	<p>引き続き各区で実施されている地域ボランティア育成講座について参加者数の増加に向けた取り組みを行う。</p>